

平成 2 2 年 第 1 0 回 定 例 会  
( 第 2 日 目 )

津 別 町 議 会 会 議 録

平成 22 年第 10 回 津別町議会定例会会議録

招 集 日 平成 22 年 12 月 8 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成 22 年 12 月 17 日 午前 10 時 00 分

閉会日時 平成 22 年 12 月 17 日 午後 3 時 44 分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 篠 原 眞 稚 子

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	乃 村 吉 春	○	○	6	白 馬 康 進	○	○
2	谷 川 忠 雄	○	○	7	藤 原 英 男	○	○
3	茂呂竹 裕 子	○	○	8	山 内 彬	○	○
4	村 田 政 義	○	○	9	篠 原 眞 稚 子	○	○
5	鳥 本 英 樹	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	幾世橋良三	○
農業委員会委員長			選挙管理委員会委員長		
教育委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	佐藤 正敏	○	教 育 長	阿部 博道	○
総 務 課 長	林 伸行	○	学校教育課長	房田 敏彦	○
総 務 課 主 幹	川口 昌志	○	社会教育課長	徳田 博一	○
行政経営推進室長	金 一 昇	○	農業委員会事務局長	深田 知明	○
企画財政課長	斉藤 善己	○	農業委員会事務局次長	小野寺祥裕	○
企画財政課参事	石橋 吉伸	○	選 管 局 長	林 伸行	○
住民生活課長	山口 善勝	○	選 管 次 長	川口 昌志	○
住民生活課主幹	伊藤 同	○	監査委員事務局長	長良 英俊	○
保健福祉課長	鶴田 憲治	○			
保健福祉課主幹	山田 英孝	○			
特 養 園 長	鈴木 悦郎	○			
特 養 主 幹	清野 敏幸	○			
産 業 課 長	深田 知明	○			
産 業 課 主 幹	小野寺祥裕	×			
建 設 課 長	上野 安男	○			
建設課主幹	江草 智行	○			
会 計 管 理 者	酒井 操	○			
総務課庶務担当主査	伊藤 泰広	○			
企画財政課財政主査	横山 智	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	長良 英俊	○	事務局主任	中橋 育美	○
事務局主査	石川 篤	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	1 番 乃村 吉春 2 番 谷川 忠雄
2			諸般の報告	
3	議案	7 9	津別町多目的活動センター条例の制定について	
4	〃	8 0	津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
5	〃	8 1	津別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	
6	〃	8 2	財産の取得について（MS オフィスライセンス及び周辺機器等）	
7	〃	8 3	津別町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について	
8	〃	8 4	平成 22 年度津別町一般会計補正予算（第 4 号）について	
9	〃	8 5	平成 22 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について	
1 0	〃	8 6	平成 22 年度津別町老人保健事業特別会計補正予算（第 1 号）について	
1 1	〃	8 7	平成 22 年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について	
1 2	〃	8 8	平成 22 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	議案	89	平成22年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)について	
14	〃	90	平成22年度津別町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について	
15	〃	91	平成22年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について	
16	〃	92	平成22年度津別町上水道事業会計補正予算(第3号)について	
17	意見書案	9	地域医療と国立病院の充実を求める意見書について	
18	〃	10	大幅増員と夜勤改善で安全安心の医療・介護を求める意見書について	
19	〃	11	非核三原則の早期法制化を求める意見書について	
20	報告	13	平成22年度定例監査の報告について	

(午前 10 時 00 分)

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、議長において

1 番 乃 村 吉 春 君                      2 番 谷 川 忠 雄 君

の両名を指名します。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（長良英俊君） これから諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

昨日の報告後から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付の第 2 回報告書のとおりであります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は昨日配付しましたとおりであります。職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎議案第 79 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 3、議案第 79 号 津別町多目的活動センター条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（斉藤善己君） おはようございます。ただいま上程となりました議案第79号 津別町多目的活動センター条例の制定についての説明をいたします。

提案理由にもありますように、現在建設中の本センターの工期が平成23年3月25日となっており、4月開設に向け、まちづくりセンター運営協議会とも連携を図り、第5次総合計画のまちづくりセンタープロジェクト構想の着実な実行に向け諸準備を進めているところであります。このため、本センターの設置に関して、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

では、条例内容を説明いたしますので、条例文をお開きいただきたいと思います。第1条では設置といたしまして、町民によるまちづくりのための活動を支援するとともに、町民に交流等の場を提供し、及び地域の情報を発信し、もって豊かで活力あるまちづくりに寄与するため、津別町多目的活動センターを設置するとしています。このことは、第5次総合計画の津別まちづくりセンター構想プロジェクトの役割を集約して位置づけたものであります。

第2条につきましては、名称及び位置についてであります。名称は、この間町民の方にいろんな媒体を使って周知及び認知されたことに伴い、名称を津別町多目的活動センターとし、位置につきましては津別町字大通7番地としたものであります。

第3条は定義として、まちづくり活動とは、自発的に行われる公益的な活動であって、宗教活動、政治活動、公職選挙法の特定の候補者の活動のいずれにも該当しないものとしたものであります。

第4条は、職員としてセンター長及びその他必要な職員を置くとしたものであります。

第5条につきましては、開館時間及び休館日は規則で定めることとしていますが、開館時間につきましては、午前10時から午後9時までとし、ただし、町長が必要と認めるときは変更できるものとし、休館日は毎週水曜日及び12月30日から翌年の1月4日までの日、ただし、町長が必要と認めるときは臨時に休館し、または休館日に臨時に開館することができるとしていただいております。

第6条につきましては、センターの使用目的として、第1号は、情報センターの役割としての情報の収集及び提供に関する事。第2号につきましては、町内外を結ぶ交流センターとして交流の場の提供及び支援に関する事。第3号は、中心街活性化センターとして商店街の賑わいと活性化に寄与する取り組みに関する事。第4号につきましては、工房を展開、支援センターとして地産地消の推進など、地場産業活性化に寄与する取り組み。第5号は、その他、まちづくり活動に関する事としているところでございます。

第7条は、使用者の範囲として、使用の目的に基づきまして、1号では町の区域内に住所を有し、まちづくり活動を行う者又は行おうとする者。2号では、前号に掲げる者のほか、町長が適当と認めるものとしているところでございます。

第8条では、駐車場の使用者の範囲として、センターを利用する者及び商店街の活性化に寄与する者とし、ただし書きで駐車場を利用者した事業実施にあたっては、使用の制限ができるものとしたものであります。

第9条につきましては、使用許可として、第6条各号の使用目的に基づき、町長の許可を受けなければならないとしたものであります。ただし、第1号から第3号に該当する場合は、使用を許可しないとしているところでございます。

第10条につきましては、使用料の規定として、徴収及び減免等につきましては、津別町使用料条例の定めることとしたものであります。

第11条では、損害賠償の義務の規定。

第12条は、管理の委託として、町長は施設管理運營業務の一部を委託することができることとしたものであります。

13条については、規則への委任として、この条例の施行については必要な事項は、町長が別に定めるとしたものであります。

附則といたしまして、1項は、この条例は平成23年4月1日から施行する。ただし書き規定につきましては、駐車場が来年度外構工事を実施することになりますので、駐車場の供用開始が8月1日となることから、平成23年8月1日から施行するとしたものであります。2項につきましては、津別町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部改正として第3条に次の1号、19号といたしまして、津別町多目的活動センター

を加えるものであります。3項につきましては、津別町使用料条例の一部改正として第2条に次の1号、17号といたしまして津別町多目的活動センター別表第17を加えるものであります。また、別表16表の次に、次の1表を加え別表17とし、1号で津別町多目的活動センター室料、2号で津別町多目的活動センター備え付け設備の使用料について加えるものであります。

以上、ご説明を申し上げましたので、ご承認のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

7番、藤原英男君。

○7番（藤原英男君） ちょっと2点ほどお伺いをしたいというふうに思います。12条の管理委託の関係ですけれども、こういう施設については、過去にこういう条例があるわけですけれども、管理運営の部分について今回一部になっているわけですけれども、一部または全部というような表現の仕方をしている施設もあるのですが、今回、一部だけで全部ということにならなかったのはどういうことなのかと、全部を入れなかったのはなぜなのかということと、それと別表17の使用料の関係ですけれども、委員会に出てきていました使用料の中には、カフェコーナーの使用料も月額含めて入っていたのかなというふうに思いますけれども、今回それが入っていないわけですけれども、それらがどういう扱いになっていくのか、ちょっとお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（斉藤善己君） 12条の管理の委託の関係の条項であります。全部にならなかったのはというような質問だったというふうに思いますけれども、基本的に将来、そういう団体あるいはそういうところも、将来そういったことで指定管理者制度等々について検討をしなければならない時期も想定をされると思いますけれども、まず、はじめに行政が一つの管理に対して責任を持たなきゃならないという立場の中で一部としたものであります。特に、管理の部分についての、これはできるとしたものでありますけれども、当面といたしましては、一つが行政の責任に基づきまして、そういった今回のこの施設についての部分としたものであります。

それから、使用料のカフェコーナーの部分でございます。これも12月15日にまち

づくりセンター運営協議会の部分の中で、カフェ及びミニショップコーナーの運営体制の打ち合わせを6団体21名の方が参加をいたしまして、この部分について協議をしたところでございます。まだきちっとした確定はしておりませんが、考え方といたしましては、まちづくりセンター運営協議会の中では、このカフェ及びミニショップコーナーの基本的な事項について定めているところでございます。それは一つには地産地消の推進、それから、いろんな団体がチャレンジ的な要素を迫及をすること。それから、複数の団体及びサークル等のチームによる運営を目指すこと。それから、休館日以外の通年営業に努める体制をつくること。あるいは、年間を通じたメニューと期間限定のメニューの二本立てで検討することということで、そういった基本的な事項に基づきまして12月の15日の日に6団体21名の方がお集まりになって、いろいろと議論をしたところでございます。まだ結論は出ておりませんが、そういった面では継続的に協議をしましょうという形になっておりますけれども、その中では、例えば農商連携のお話が出たり、それから例えばケースによっては団体がなかなか人的要素がなかった場合については、ほかの団体が協力をしましょうですか、そういったご議論も出たところがございますけれども、中には、やっぱり団体の事情によっては間接的に協力はするけれども、そういったことについては難しいというようなご意見もございました。それと、もう一つにはイベント、これは大小のイベントがあるわけですが、そういった部分については、全団体においては協力をしていきたいという、そういうようなお話もあったところでございます。

そこで、使用料のカフェコーナーの関係でございます。これについては、私どもとしても、先ほど言った基本的事項に照らし合わせたような施設運営といったものについて、今迫及をしているところでございます。そういう状況の中で、例えば使用料の条例の中に委員会でお示しもしました2万4,500円という言葉をうたうことがいいのかどうなのか、そこら辺の部分については、これは非常に慎重に取り扱わなければならない。そこで、もう一つの方法といたしましては、公募に例えば使用料定めたとしても、一定程度公募をする上で例えば貸し付けをしていくわけでありまして、専用という形の中で貸し付けをしていくわけでありまして、例えばそういう相手方を選定をするときに、例えばこの行政財産の用途または目的を妨げる恐れが生じ

る場合には、一定程度子どもが条件をつけた形の中でプロポーザルなり、あるいは企画競争、そういったこともやっぱり視野に入れておかなければならないということで、とりあえず使用料条例から省きながら、子どもの考え方としては賃貸で進めようというふうに考えているところでございます。これについては、平成18年の地方自治法の改正によりまして、行政財産の使用についての門戸が開かれているという部分の中で、この使用料条例の規定はとりあえず規定をしなかったというような理解でおります。そういう条項の中で今回についてはそういうご提案はしなかったということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 7番、藤原英男君。

○7番（藤原英男君） 課長の説明で中身につきましてはわかりました。管理運営については、現在のところは町がある程度責任を持たなくちゃいけないということで、とりあえず一部という形にしたというふうに理解をいたします。将来に向かつては、本来は全部を誰かがやっていたら一番いいのかなというふうに思いますけれども、その点につきましてはわかりました。

カフェコーナーとかミニショップコーナーの使用料については、今課長から説明がありましたけれども、最終的には、そこを使用される方の状況ですとか考え方によって、また変わってくるのかなというふうに思いますけれども、今回は月額使用料を載せていませんけれども、決まれば載せるのか、逆にここに載せておかなければ使用料はもらえない形になってくるのかなという気がするのですが、例えば最大の金額を決めておいて、以内とかというふうにするのが無難なのかなという気がしたので、ちょっとその辺の考え方があればお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤善己君） 基本的に先ほど言いましたように、月額2万4,500円程度の部分については、先ほど言いました地方自治法に定める賃貸という部分の中の契約行為の中でできるのではないかとというふうにして考えています、一月。ですから、使用料条例の中に規定をしなくても、そういう独占専用といった部分にかかわる場合については、そういった契約行為が今回の平成18年の自治法の改正等によりできることとされておりますので、そういった方向で進めていきたいというふうに考えて



て、そして、さっきも言った地産地消ですとか、例えばこの前も6団体が集まっているような利用形態の方法について検討を申しあげましたけれども、例えば全国のいろいろな事例を含めていろいろなことで情報も皆さんにお示しをしながら議論をしていただいたところでございますけれども、例えば地産地消のカフェであったり、あるいは子育てのお母さん方が、例えばクッキーをつくったり、そういったことで日ごろの子育ての苦労等々の子育てのカフェをやっているところであったり、そういったところのいろいろな事例を出しながら、例えば議論を進めたところでもあります。運営協議会の意向もそうでありますけれども、そういった施設になってほしいというようなことが、一つこれは今原則で協議会の中で進めている内容であります。

それと、先ほど藤原議員のほうにも答弁しましたように、もう一つの方法としては、どこかの業者の方含めて公募する方法といったものがございます。そこで運営協議会の中では、公募するという形よりも先に、やっぱりいろいろな団体の方が組み合わせをしながら運営をできないのだろうかというようなことで、二つの考え方について今進めているところでございます。この条例の内容については、どちらも動けるような状況にしておりますので、そういったところでご理解をいただければというふうに考えているところでございます。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） いわゆる地産地消だとか、あそこで軽食、地産地消の地元の食材を使って何かつくるといふふうに考えられているようですが、果たして図面を見た中では、あそこで調理をできるような代物の建物ではないといふふうに考えられる。そうした中で、後からこういうものが出てきて、もう既に建物は完成に向かって進んでいると、そういう矛盾したところが出ているということが一つ問題があるのではないかと。それから、この町内に通年とおして公募をかけてもいいのですけれども、果たしてこれをあそこに賃貸を結んで営業できるものがあるのかどうか、それあたりは当然わかると思います。これは短期間でもできるような形も考えるべきではないかと。ということは、通年ということは冬、夏シーズンとおして、あそこで果たしてあの中身だけで商売ができるかということに疑問があるということを私は申し上げているわけです。それあたりを子育てとか、いろいろあそこに混在して、あそこで営業が果た

してあれだけのスペースでやれるかどうかというところが非常に問題があるのではないかと、そういうふうに考えられますので、これあたり十分に、もう建物がスタートしているわけですから、建物に合った使用の方法を含めて検討すべきでないかなと、そういうふうに考えられますけれども。

それとあわせて、先ほどの報告でもございましたが、愛称が決定したというふうに報告があったわけですが、やはり全体的に運営、それから使用の方法、しかとした中身が固まらないうちに愛称の募集を先行してやってしまったと。そういうことについても我々としては非常に矛盾も感じますし、運営委員会の中でもそういう人たちがいるのではないかなと。そういうことで考えられますので、やはり失敗しないように我々も応援したいのですけれども、それあたりのいろいろやり方について我々も疑問がありますので、こういうふうに話をしているということです。そういうことについて、もし今後そういうことについて再度検討し直してやるかどうかについてお考えを聞きたいし、4月1日になぜ急いでやるのか、それあたりも含めて再度お聞きをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（斉藤善己君） 確かに、この施設の関係につきましては、要するにそういう商売的な行為もございましょうし、それと先ほど言ったように本当に例えば子育ての方が集まって、そういった小さな幼児を連れて来て、そういった交流的なところもできる建物になっておりますから、あくまでも使用目的に沿ってそういったところも追求を今まちづくりセンター運営協議会が中心となって進めていると。これについては、また継続して今月の末、あるいは来月にあたって、また進めるという形になっております。建物に合った使用ができる方法といったものについては、私はそこが一つはベストだなというふうには考えているところでございます。要するに、これは私どももやっぱりこの施設については、長い目で見ていかなければならない。今は、まちづくりセンター運営協議会の中で、そういったこの前の団体の21人の皆さんが一致したのは、やっぱりこの津別のこれからのまちづくりにあたっての積極的なご意見といったものについては十分出されているのかなというふうに思っております。だから、そういったところを期待をしながら、この建物を活用して、そういった団体

の活性化ですとか、そういったことをぜひ追求をしていただきたいということで期待をしているものであります。一般的に商売の関係にいきますと、いろんな意味で、じゃあ何でもいいのかという話にはなりませんので、これはやっぱりほかの商店の方だとか、いろんなことでバッティングをしてくるといふ大きな問題がありますので、ですから今まちづくりセンター運営協議会の中で、この使用目的に照らした形の運営のあり方について追求をしている、そういうことであります。よって、先ほど言いましたように、例えば今北海道においては、石狩あたりが子育てカフェで成功している例もありましたし、それから東京の目黒区においても、そういったことをやっている。例えば自分たちでクッキーをつくって 100 円でクッキーをやって、お茶を出して皆さんで交流をしているようなそういう活動もあるわけです。そういったところも要するに公共施設として使用をさせて進めているような自治体もありますので、そういったこの事例も参考としながら今進めているところでもありますので、ぜひそういうことについてご理解をいただきたいというふうに一つは思っています。例えば、商売専用でいったとしても、先ほど藤原議員さんのほうにご答弁を申し上げましたけども、そういう場合の公募にあたっては、これは一定の条件をつけた公募のあり方といったものをしなければならない。これは私は、最終的な判断として考えあわせることが必要なのかなというふうには思っています。その前段として皆さんで汗をかいていただいているところでもありますので、そこの部分についてはご理解をいただきたいと思いません。

それから愛称の決定にあたっては、これは運営協議会でそういう使用目的を照らして、全国インターネット等々のホームページを通じたり、あるいは自治会の広報に折り込んで、そういったことの取り組みをしておりますので、そこの整合性については、私は図られているのだろうというふうに私は思っています。そこで、愛称の決定においても皆さんのニーズ的な方法で進めた結果でありますので、その部分については検討いただきたいと思えますし、私どもの今の考え方としては4月にそういったところのオープンをしながら、今いろいろと考えあわせているのは、非常に長い目でこの活動を進めていかなければなりませんけれども、大きなイベントもあるだろうし、あるいは運営協議会の中での一つの事業としての小さい1日、2日程度のいろんな事業が

考えられています。ですから、そういったところを組み合わせをしていって、1年間の中で要するに事業を展開しようといったことも併用して議論をしておりますので、そんなようなことで、私どもとしては4月の開設に向けて進めていきたいというふう考えているところでございます。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

6番、白馬康進君。

○6番（白馬康進君） この施設の関係につきましては、私たち総務文教委員会で議論をして詰めて、何回も見直して今日の条例に至ったわけですから、私はその長になってやってきましたから、この条例をつくるにおきましては委員のいろんな意見も反映しながら今日上程しているわけですから、このことについて私は、やはりさっき課長も言ったとおり使用目的に沿った基本条例ですから、できるだけ条例に合った活動というか、そういう形の中で沿っていっていると思います。この条例については、私は自分なりに委員会の中でやってきましたら不満はないのですが。この機会ですから申し上げますけど、私はよく課長のところにも個人的に行っている話をしていきますけど、やはりこういう建物が建ってきますと、町民の方々ににわかに関心を持たれて、あの施設の目的だとか使用だとか、どのようなスタイルでやるのかと、いろいろ聞かれますけど、私も意外と町民の方があれだけ大通に大きな施設を建てても、何の施設かだということも結構お年寄りの関係の人たちはわからないということで、道端で会ったらこういう形でやりますよということで説明を加えて、なるほどなということで理解を得ていますけど、やはり今の説明を聞きますと、これから行政が責任を持ってまちづくり運営会が中心になって、それにゆだねていろいろやっていくことは結構でありますし、我々もそういうことで理解していますけど、問題は活動センター自体が町民によく言われるのは、活動って何をするのですかあそこで、活動とか研修というのは、どういうことで活動をしますかということで端的に聞かれますけど、活動といたって、それは一般の町民にしてみたら何の活動かもわかりません、研修と言ったって。だから私は、とにかくあそこに行って、立ち寄って皆さんが触れ合って、その活動の成果を見てくださいと。そのことがカフェコーナーだとかそういう地産地消の中に出てくるのではないかという……。ですから、私がここで言いた

いのは、できるだけ活動をこれからしていくうえでも、各団体の活動した成果が町民に目に見えるような形になって、それが受けられてあの施設の効果があるのだなということをしてできるだけそういう形に持ってってもらいたいということをこの機会に申し上げたい。それが出なければ、あのセンター自体が何ぼ長持ちをしても何のためということでありますから、そこが町民が一番やっぱり見ているのではないかと思います。ですから活動の成果が町民に映るように、きちっと目に見えるような形、ですからさっき言った地産地消のそういうものがあるだとか、物産のものがあるだとか、いろんなものがその研修だとか活動の中で出てきたものが芽生えたものが、町民に反映して還元されていくことが、やはりそういった活動の一つのあれになるだろう。ですから、せっかくの中心街の拠点地域ですから、やっぱり皆さん注目していますから、そういうことをできるだけ私たちも議員という立場でできる寸前ですから、後ずさりしないように成果と活動の見える、町民に対する説明を私は自分なりに加えて言っていますので、そういうことをひとつ早めに、この中身の団体、運営についてのまだカフェだとかいろんなものはこれからもっともっと運営協議会の中で煮詰めて、完璧とは言いませんけど、できるだけ期待に沿ったものに私はやってもらいたいと思いますので、そういうことでできるだけ今山内議員からも言ったとおり4月オープンに向けて、これらもきちっとした形をとって、そして来るべき4月にオープンできるように、ひとつぜひ私はそうしてほしいと思いますので、その辺もし町長のほうからも何かあればご意見を聞きたいと思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（斉藤善己君） まさしくセンターをつくった上での要するに今後の成果というか評価といいますか、そういった貴重なご意見をいただきましたけれども、当然ながら日常的ないろんな団体の方がかかわって、私どももきちっと行政の立場としても自分たちの役割といったものも持ちながら、どういろんな団体ですとかあるいはグループに対してご支援を申し上げられるのかといったことについても、大きな私たちの役割だというふうには思っておりますけれども、そういう状況の中で、今そういったこれから中心となる団体の皆さんの議論を聞いている中では、非常に熱い議論

をしております。そういったことを期待をしながら、そういったところが一つ一つ、この前、団体の中でも農家のほうで食材を提供しながら、そしてそういった新たな付加価値を高めたそういった物づくりをしながら、この中で一つには町民の皆さんが一つに評価を加えるようなこともこの事業の中で進めていったらいいのではないかというようなご意見もあったり、そこのところを今これから結び付けようという考え方をしておりますので、もうちょっと長い目でいろんなご意見等々をいただければというふうに私どもも考えているところでございます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 私のほうからもお話しさせていただきたいと思います。今、カフェコーナーの話が中心になっていますけれども、これ本来の目的のところで行くと、まちづくりセンターということで総合計画の中でも、そのまちづくりセンターは何をするところなのだとすることを明確に書いているところなのですけれども、その中の、それを中心的にやっていく場所の中に、皆さんがコーヒーを飲んだりちょっと食事をしたりとか、そういう場所もあったほうが良いということで設置されているものですから、本来の意味というのは、これはカフェをつくるためにつくった建物ではないわけですので、その辺のところはご了解いただきたいというふうに思いますし、それから、あとそこで実際に今度カフェにしても、そこを使うというときに、それは使用料としてやるのか賃貸契約としてやるのかと、これは方法論の話ですので、それはそのような形でどちらかにやるかということで、今担当の方からはこういうふうな方法でやりたいということですので、ご了解いただけないかなというふうに思っているところです。そういうまちづくりセンターの本来の機能というのが、今まさに4月からスタートするのに、その前哨戦といいますか前段として今協議会の人たちが非常に熱心な議論をされているのは報告書を見ても伝わってくるものがあります。そういう人たちが、やっぱり何かこのままでいくと町がどんどん寂れていくということで、できることをやっぱりやっていこうという、そういうものに行政も応援していくというふうな立場でやっていますので、多分その人たちがまたいろんなネットワークを使って、いろんな人たちを引っ張って来たりとか、新しい試みがいろいろ出てくるのだらうと思います。そういうものにどんどん応援していくことによって、1年たち、

2年たち、3年たち、この総合計画は10年ですけれども、そういう期間がたって振り返ってみると、ああ大分変わってきたなというような状況になるように、それぞれが努力をしていくということで、この町に住むために行政だけが頑張るということではなかなか難しいものがありますので、町民と一緒にこの町に住んでいくために、お互いに一緒に努力して行きましょうということで、もちろんあのセンターだけからそういう取り組みができるものではないですけれども、あのセンターからも出てくると。中心市街地に置くということに意味があるのではないかなというふうに考えています。町を歩いていますとよく声をかけられるのは、大分町並みきれいになってくるねということが随分言われますけれども、たまたま公営住宅も一緒にやっているものですから、あのラインが大分変わってくるというのが期待感をよく言われますけれども、今白馬さんが言われましたように、あそこに出入りする人たちが活発な動きをして、そしてこんなこともやり始めたのかというようなことが、一つ一つ出てくるというのを期待したいと思いますし、応援していきたいというふうに考えています。

○議長（鹿中順一君） 6番、白馬康進君。

○6番（白馬康進君） 今の町長の答弁に尽きるわけですけど、私が委員会でも申し上げたとおり、まちづくり運営協議会で団体が6団体であろうと何であろうといいのですが、やはり自主的に町民が参加して、そこに加わって行政主導ではなくて、やっぱり自分たちの手で作るのだと、自分たちの団体が町の活性化のために役に立つのだと、一緒になるのだということで今取り組んでいると思うのです。問題は責任はもし失敗したら、森の健康館でも何でもそうですけど、町長にあるのか、担当者にあるのか、団体にあるのかと、もしうまくいかない場合、これやってみないとわかりませんから、長い目で見るのですから、そんな1年や2年でなんて私はそんなことは思いません。やはりそういう団体が一生懸命活動して一生懸命やれば私は長続きするものだと思って、これはできるだけ我々もこうやって議会でも委員会でも認めてきたのですから。ですから、責任はじゃあ誰がとるのだという話になるのです。責任はやっぱり町民の団体にもあるし行政にもある。でも最終的には私は町長にもご意見を聞いたのはそこなのです。やっぱり町長がきちっと腹を持って、やはり公約と同じに腹を持ってやってくれなかったら、団体が支離滅裂にしましたからやっぱりだめだっ

たなんて、もしそういうことがやっているうちに起こったときに、じゃあどうするのですかと、我々とは必ずなります。じゃあ団体を攻められるのですかと、せっかく参加した、その団体に重荷をかけては困るなという感じは私は委員会でも言っていますが、あまり責任を持たせますと団体だって、ここまでやるのだったら我々もできませんよなんて、そういう可能性もなくはないと思います。ですから、今町長も行政がきちっとした責任を持って町長も腹を持って、この施設というのは町の活性化のために拠点地域として絶対それだけの団体と、我々も手を行政と組んでやるのだという、そういう意気込みがやっぱり表に出てこなくては我々もやっぱり町民に言えませんから、その辺の意気込みというものを町長から今ご意見聞きましたけど、その辺が表に出てくれば我々も理解も求めやすいし、応援もできますから、そういう面で副町長もいるのですから、しっかりした担当者だけに任せないで最後は我々が責任を持つと、そのぐらいの気持ちでこれはやっていってほしいと思います。我々は決して前向きに言っていますから、そういう面ではもう一度強い気持ちを伝えてほしいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 前回のときも同じ質問をされたというふうに思うのですけれども、そのときもこういうふうに提案するということは責任を持って提案するわけですから、そういうつもりでいますということで前回もお答えしたというふうに思いますので、同じ心構えでいます。これに限らず提案をするということは、当然、責任を持ってやることです。問題は、そこから先いろんな取り組みが始まって、そこに紆余曲折がいろんなことをやる部分でも多分出てくることもあるかと思うのですけれども、そのときにやっていた人たちに責任をかぶせたりとか批判をしたりとか、そういうことはするつもりはありませんし、やはりこちらが出して、そしてそういうものができてきていって仮にいろんな問題点が出てきたら、それは解決していくと。責任を持って解決をしていくと。そしてまた活性化させていくというようなことが当然あってしかるべきだというふうに思いますし、そういうふうになりたいと思います。今やはり一生懸命取り組んでくれている様子を見ていて、時々話もそういう委員の方たちからも声をかけてくれますけれども、やる気を非常に感じます。そういう人たちの思いというのも私のほうもしっかり受け止めて進んでいきたいというふうに思いますので、ど

うか議員の皆さんにご協力をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） 2点ほどお聞きしたいと申します。条例の第4条に、センター職員の関係について書いておりますけれども、現状でいいのですけれども、その後職員配置の具体的な話が進んでいるのか、まだ白紙なのか。この辺についてちょっと伺いたいというふうに申します。

それと、今までに投資は約2億円前後になっていると申しますけれども、来年の外構工事もありますけれども、それらを含めてもこれ以上経費についてふえないのかどうか、その辺についてちょっと確認をしておきたいと申します。

町長の決意等については白馬議員が言いましたので、この部分については割愛いたします。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤善己君） センターの職員の関係でありますけれども、基本的にあそこの内部の職員については、臨時職員で2名ほど今対応を考えているところがございますけれども、当然休日、年間の開館日数といったものについては一般的に今毎週水曜日並びに12月30日から1月4日にかけての休日を指定しております、そういった面で当然ながらイベント等も土日が発生してくるというふうに考えておりますので、その辺については当然役場もバックアップ体制を敷いていかなければなりませんので、そういった部分の中で今進めているところがございますけれども、その今どういうセンター長の配置含めて、その部分については今継続協議を進めているところがございますので、よろしくお願ひをしたいというふうに考えております。

それから、今後の経費の関係については、前回の委員会等々でお示しをしたところでございますけれども、今予算編成の時期でありますので、当然ながら精査をしていかなければならない問題だというふうに思っております。今回の補正予算の中にも、当面開設に向けての備品購入を計上させていただいておりますけれども、今後まちづくりセンター運営協議会の議論の中で、やっぱりそういう団体といったものの要するに事業量に沿って、そういった備品購入といったものも想定をされるところでございますけれども、大枠、前回委員会の中にもお示しした部分の中以外には、そんなにそ

んなに出てこないのではないかというふうには考えているところでございます。いずれにしても非常に多額なお金を投資しておりますので、私も財政課長という立場でありますので、そこら辺の部分については有利な制度事業を活用しながら、なるべく一般財源が少なくいくような方向性については進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） 今職員の配置の関係についてさわりの話がありましたけども、やはりこの業務全般を掌握して運営していくというのは、かなりの重責でないかなというふうに感じています。こういうところに町のもし現役が行かないのであれば、町のOBの知識経験の豊富な方を最低1名ぐらいは配置するのが私は適当なのかなというふうな概念を持っているのですが、その辺をちょっと含めまして若干突っ込んだ話がありましたら伺いたいというふうに思えます。

あと、経費の関係については、大枠、あと多少のプラスマイナスというふうな形でお答えがありましたので、この辺については了解をいたしました。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） センター長の配置につきましては、現役あるいはOBだとかそういうことも選択肢の中には入れてもいいのかなというふうに思いますが、現段階でそれ以上のことは今申し上げるつもりはありませんし、まだそこまでこうするという方向を今検討中ですので、その部分だけお話ししたいというふうに思えます。

それから、経費の関係でいけば、これはさかのぼっていただければ、本当は佐々木医院を買い取って、そこを改修してまちづくりセンターをやっつけていこうかなというふうにご提案させていただいたというふうに思えます。その間、ずっと議論の中で、あれはやっぱり壊して新しいもののほうがいいのではないかというような議論がその後ありまして、やるのであれば隣もさらに買って広げてやったらいいのではないかということで、これは委員の皆さんともやりとりをしながらこの間進めてきて、それにたまたま次から次からと国の予算が、臨時交付金が出てきたということでありまして、ああいう資金がもしなければ状況はまたちょっと変わっていたのかなというふうに思いますが、それを上手に活用しながらここまでようやくたどり着いているとい

うことで、大体今これで外構は別として落ち着いているのかなというふうに考えているところでは。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） 職員配置の関係については、いろいろ個々の任用に関する事ですから難しい側面もあるというふうに思います。いずれにしても莫大な投資をしてやる施設なものですから、人の配置で心配や失敗のないように、ぜひとも有為な人材をみつけて配置をお願いをしたいというふうな形を持ちまして、質問は終わりたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） 1点だけのお願いなのですが、今多目的の中で、さつき町長かなんかの話にもあったように、中身でカフェコーナーのことばかりが議論に、ばかりというのは全く失礼なのですが、そういうのがなっている等の話を聞くと、やはりここがどういう目的を持ってできたのかというのは総合計画の中で話し合ってきたことなのだとということがもう忘れ去られているというか、そういうところを考えていくと、この件に関する始まりのところの情報が、情報開示というか、それらが町民に伝わってなくて、部分的なものだけがひとり歩きしているというか、そういうところがすごく何となくずっと長く議論されている経過の中で感じているので、忙しいかと思いますが、このまちづくりセンターの事務局は町で担っているので、何かこういうすごく注目をしている施設であるので、時々町民に今の進捗状況というか4月に向けて今こんなやりとりをしていますとか、それから実際に何というかものをつくる場所のスペースが、大きいとか小さいとかというのも商工会のところで聞いたりなんかもしているんで、それらもはっきりせず、できるのじゃないかとか、わからないようなそういう情報も一部流れているような場面も全くないとは言えないので、正しい町民に知ってもらいたいような情報は、きちっと開示をしていくというようなことをお願いをしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（斉藤善己君） 貴重なご意見をいただきましたので、そういったことを含めて、今、今回の補正予算の中にも情報センターとしての役割としての構築業務の経費も計上させていただいておりますので、再度原点に立ち返っていろいろな団体の皆さんと話をしていく過程の中で、まちづくりセンターの拠点施設としての意義等々について、今の貴重なご意見を踏まえて取り組みを進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今篠原議員さんおっしゃいましたとおり、あそこの本当の意味というのですか、それを伝えて、まちづくりセンターの役割5つということをつらつら申し上げていたのですけれども、やっぱり実際に話が進んでいくと一番興味深いところに話が進んでいくというのは当たり前のことかなというふうに思いますが、本来のところ、趣旨というのに時々伝える必要があるなというふうに感じていますので、そのようなことを心がけていきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第79号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

休憩 午前 10 時 59 分

再開 午後 11 時 15 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎議案第 80 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 4、議案第 80 号 津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（江草智行君） ただいま上程となりました議案第 80 号 津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

改正理由につきましては、提案理由でも申し上げましたとおり津別町営住宅まちなか団地 I 工区買い取り事業の実施に伴い、公営住宅法に定めるところの建替事業について定義条文を追加するとともに、建替事業により除却される町営住宅の入居者に対する明渡し請求及び当該町営住宅への入居等について、新たに定める必要があることから、さらには取得予定のまちなか団地 12 戸について、団地及び共同施設である駐車場を条例に追加する必要があることから、条例の一部を改正するものであります。

それでは、定例会資料の条例新旧対照表に沿い、内容を説明したいと思いますので、資料の 1 ページをごらんください。

第 2 条、用語の定義ですが、4 号を繰り下げて 5 号とし、新たに 4 号に町営住宅建替事業についての定義を追加いたします。

次に、37 条の 2 と 37 条の 3 を追加するものです。37 条の 2 については、公営住宅法第 38 条の建替事業に基づく明け渡し請求について定めたもので、第 1 項では、町営住宅を除却するために必要があると認めるときは、入居者に対し期限を定めて明け渡し請求ができるというものであります。第 2 項は、明け渡し請求を受けた入居者の義務になります。第 3 項は、第 1 項の請求を受けても明け渡しをしなかった場合の措置について定めたもので、収入超過のために明け渡し請求を受けた高額所得者が明け渡しをしな

かった場合についての対応について定めました条例第 34 条第 2 項の規定を準用する内容となっております。

続きまして、37 条の 3 は、建替事業により除却される町営住宅の入居者の特例入居について手続きを定めたものであります。

次に、2 ページの第 55 条ですが、駐車場の使用者の資格については、条例第 40 条第 1 項の条件を準用していますが、この資格に新たに暴力団員、同居者も含めませんが暴力団員でないことを加えることとして、第 5 号を第 6 号に変更するものであります。

次に、別表につきましては、町営住宅の表の最後です、まちなか団地を住戸タイプごとに合計 12 戸について追加し、さらに共同施設についても表に駐車場を追加するものです。なお、豊永団地駐車場についても前年度駐車場の舗装化が完了しまして、整備数が 35 から 40 に変更になっておりますので、あわせて変更をするものであります。

議案の条文に戻っていただき附則につきましては、この条例は、公布の日から施行し、別表の部分につきましては、平成 23 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。

以上、内容について説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 80 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 81 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 5、議案第 81 号 津別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（江草智行君） ただいま上程となりました議案第 81 号 津別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

今回の改正は、提案理由でも申し上げましたとおり、特定公共賃貸住宅の駐車場について、町営住宅と同様に駐車場を共同施設に位置づけすることにより管理を明確化することを目的とするものです。特定公共賃貸住宅の駐車場につきましては、平成 5 年の住宅の建設以来、整備を行い、入居者に駐車スペースとして使用を認めてきたところですが、管理については条例に規定が設けられておりませんでした。このため、町営住宅の例に倣い同様な内容で管理を行ってきておりましたので、今回、駐車場に関する条文を設け位置づけし、管理を明確化しようとするものであります。

それでは、条例新旧対照表により内容を説明申し上げますので、資料の 3 ページ、4 ページをお開きください。第 2 条において、2 号を 3 号とし、2 号に新たに共同施設を定義する条文を追加いたします。これは駐車場の位置づけの根拠になるものです。

続きまして、駐車場の管理に関する条文として第 24 の 2 を追加いたします。駐車場の管理につきましては、津別町営住宅の設置及び管理に関する条例第 5 章に定めがありますので、特定公共賃貸住宅の駐車場もこの例により管理を行うとするものであります。

別表の改正につきましては、現行の表ですが、表題がありませんでしたので（1）特定公共賃貸住宅を表の前に追加いたします。次いで駐車場を共同施設としたことに伴いまして団地名、整理数、所在地などを定めました表の 2 で共同施設として表を追加するものであります。

なお、平成 23 年度から町営住宅特定公共賃貸住宅について舗装化され区割りがされ

て整備されること、それから使用者が特定されている駐車場について、駐車料の使用料の徴収をしたいと考えております。対象となる団地は現時点では豊永の団地、1戸建の豊永の団地です。それからまちなか団地、それから特定公共賃貸住宅の5団地を想定しておりますが、詳細については町営住宅の設置及び管理に関する条例と同様に規則で定めたいと考えております。ちなみに単価ですが、1月あたり300円、それから施行時期につきましては、まちなか団地については平成23年度4月1日、豊永団地、特定公共賃貸住宅につきましては、経過措置及び周知期間等を考慮しまして10月1日を予定しております。

議案の条文に戻っていただきまして、附則につきましては、この条例は公布の日から施行するとするものであります。

以上、内容につきまして説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） この共同施設の駐車場について、追加されて使用料を取るという条例でありますけども、ここでお伺いしたのは、この条例の条文の中に公営住宅の管理条例を準用するような形になっておりますけども、この別表の第11条の現条例では公営住宅、特賃の住宅の使用料については条例で議決をしてうたわれておりますけども、共同施設の今規則で300円と定めたいというふうに後で説明がありましたが、なぜ、この第11条で家賃は条例に網羅しておりますけども、共同施設についてなぜ規則でやるのか、それあたりについてお伺いしたのと、この特賃につきましては、公営住宅とは別な法令によって管理条例が定められております。特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律等というふうに、これによりこの管理条例が定められております。地方自治法の228条では、分担金等に関する規制及び罰則という条例がございまして、分担金使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならないというふうに規定されているわけでございます。これをいろいろ解釈ございますけども、今先ほど申し上げた特賃につきましては、公営住宅にならって公営住宅の管理になってやることはできないということは、この地方自治法の中身、それか

ら公営住宅につきましては、公営住宅法でこの使用料についてはうたわれているところでございます。この使用料については、住民が負担するという精神から私がこの地方自治法のこの精神の事例をいろいろ調べたところ、町長に委任することは、これは違法であるというふうになっているわけでございます。その観点から、この管理条例につきましては、共同施設の駐車場使用料については条例できちっとうたうべきでないかと、そういうふうに思いますが、それについてお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課主幹。

○建設課主幹（江草智行君） 駐車場の法的な位置づけと申しますか特定公共賃貸住宅の根拠となるのは、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律と、平成5年の法律ですが、これが根拠になっております。この法律の中に駐車場に関する位置づけというのはありません。管理に関しては条例で定めなさいというものがありますので、管理に関する条例は、公共特定賃貸住宅管理条例として定めております。駐車場につきましては、今言ったとおり法令には何ら記載がありません。どこで出てくるかと言いますと、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行令というのがあります。これに入居者の共同の福祉のために必要な施設であって、国土交通省令で定めるものというのがまず出てまいります。この国土交通省令、これは特定優良賃貸住宅の供給に関する法律施行規則になるのですが、この中の19条ではじめて駐車場というふうに出てまいります。このことから特賃の駐車場については、入居者の共同の福祉のために必要な施設ということになるわけですので、このことから特公賃の駐車場は共同施設という位置づけがされるというふうになります。駐車場につきましては、法律に定めがないと先ほど申しましたが、これは公営住宅法についても同じような流れになってます。建設義務も実はありません。建設省令の通知の中で賃貸住居の供給に際しては、入居者のために必要な駐車場が確保されるように配慮されたいということで駐車場の設置については通知されておりますが、明確にしなければならないというような義務ではなくなってます。ですから駐車場の設置につきましては、事業主の判断ということになります。事業主の判断ということになりますと、これは公営住宅法と全く同じ考えになるのですが、使用料についての明確な基本がないということがまず一点あります。その次に整備費、それから管理費などについても明確な基準がないこ

とになりまして、必要経費や周辺の相場を考慮して決めるというふうになります。このことは設置者の裁量の範囲というふうに解されますので、ですから駐車場の料金については本法の条例ではなくて規則に委任することについてはできるというふうに判断をしているところであります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 今いろいろお答えをいただいたところですけども、ちょっと解釈が違うのではないかなと、そういうふうに考えられます。公営住宅につきましては、公営住宅法で、いわゆる使用料のことについて条例から規則に委任は、いわゆる法でこれはできることになっているわけです。ただ私が先ほど申し上げたのは、公営住宅法とこの特定公共賃貸住宅の法律は違うものでしょと、そういうことを解して公営住宅に準じてこの特賃の共同施設云々であろうが、使用料については議決要件でないかというふうに申し上げているわけです。そのあたりの間違いを起こすと、この使用料について後から違法であるとなったら大変なことになろうと思います。先ほど地方自治法の関連で言いましたけども、いろいろ事例を読みますと、町長にこの使用料の額の決定を委任することは違法であると。解して言うならば、地方自治法96条の第1項の第4号でこれは議決されなければならないと、そういうふうにならわっているわけでございます。ですから特賃については、公営住宅に準じてこの規則で委任することはできないというふうに私は思いますけども、再度この点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（上野安男君） それでは、使用料の規定に関する部分の議会の議決、議会の権限に属する事項という議員からのお話に対する私のほうから回答ということでお話したいというふうに思います。

確かに行政事例としては、使用料に関する事項が議会の権限であると、条例事項であると。以上、使用料の額の決定を全面的にこれは行政事例は市長ということで書かれていますけども、市長に委任することは違法であると。これは28年の行政事例で出ておりますけども、私どもが解釈しているのは、全面的に市長に委任することが

できるのかどうかという部分、この解釈でございますけども、この規則に委任する部分につきましても他町村の事例も何箇所かこの部分について調査をいたしました。参考までに申し上げますと、大空町の特定公共賃貸住宅に係る部分でございます。これは平成18年にできてございます。うちの条例につきましては平成6年でございますので、特定公共賃貸住宅がスタートした、まさに法律できてすぐできたような津別町の事業としては最初のほうにスタートしているわけでございますけども、ただいま申し上げました大空町、平成18年にこの条例を津別町と同様な形で作ってございます。駐車場の使用料金につきましては、近傍同種の使用料を限度として規則で定めると。こういう形でうたっているのが何箇所もございます。佐呂間町もそうですし、北見市もこのような形でうたわれております。斜里も同じですし、なおかつ駐車場の管理に関する規定、先ほど第5章町営住宅の条例の第5章を例によるということをやっている部分が佐呂間、北見、同じような条文をこの特定公共賃貸の管理条例の中に持ってきておりますので、私どもとしては違法ではないというふうに解釈してございます。ただ、議員おっしゃられるように確かに額を決めるということは、これは議会の議決事項に当然なってくるわけでございますけども、近傍同種の民間賃貸住宅の家賃と均衡を失わないように町長が定めるものとするという、これは佐呂間町の事例でございますけども、あくまでも上限は近傍同種ということであってございますので、全面的に町長や市長に委任するというようなことを規則であらう場合は当然違法になりますけども、限度を定めた条文にしてございますので、これは違法ではないというような私どもは解釈してございます。

また、公営住宅と特賃住宅の違いといいますか、基本的にはどの法律によってできているかという部分では何ら変わりはないというふうに考えてございます。あくまでもどちらも公の施設だというふうに私どもは理解をしてございますので、そういう部分からいきますと公営住宅でもかなりの部分、駐車場の部分については町長とか市町に委任をして、規則でそれぞれ定めている形になってございます。ただ、条例で確かに議員がおっしゃられるように特賃の家賃を定めている部分もあります。これは、全部が全部町村ですべて規則に委任しているという形ではございません。ただ、平成6年2月1日の私どもの特定公共賃貸住宅の管理条例につきましても、最初ということで

いろいろ当時制定した根拠等も調べているわけですが、その分については特にどこの標準条例を持ってきたかちょっと内容的には調べることができませんでしたが、推定するに公の施設であるし、特賃住宅の家賃については当時、法の上限が8万でございましたので、それを4万のタイプと6万8,000円の法定上限の家賃を3万ということで、著しく低い単価に持っていくということで、これはやはり条例で定めるべきだろうと。一方では、自治法ではそういう規定になってございますので、その分をもって条例に定めているというふうに私も判断してございます。ただ、最近の大空、佐呂間とかそういう条例を見ますと、すべて規則に委任してございます。ですから、規則に委任することはすべて違法かということになりますと、またちょっと意味合いが違うかなというふうに感じてございます。あくまでも近傍同種の金額を超えない範囲、上限として町長が定める、市長が定めるという解釈になってございますので、その分ご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 近隣の実例についてもお伺いしたわけですが、この特賃の条例を見ますと、家賃については明確に条例できちっと定めているわけです。なぜ共同施設でこの使用料について規則に委任するのか、それあたりの考え方について矛盾があるのではないかと。公営住宅については、家賃については入居者それぞれの環境に応じて町長に委任されて、町長がその算定のもとに家賃を決定することは公営住宅法で許されているわけです。それを準用して、この使用料というのは住民が利用関係で利害の部分が金額的に出てくるということで、法の精神としては明確に条例で定めるべきだと、そういうふうに自治法ではなっているわけです。そういう観点から公営住宅の管理条例を準用して使用料を規則で定めることについては、これはだめだと、そういうふうに私は解釈いたしますので、これはきちっと先ほど申し上げたとおり条例で300円と定めることについて何ら支障がないものというふうに考えますので、再度お聞きをしたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（上野安男君） 公営住宅の規定も規則に委任しているような形になって

ございます。超えない範囲で規則で定めるという形になってございますので、私どもとしては、あくまでもそれを準用でなく包括的に駐車場の管理に関する条項の部分の借りてくるという形でございます。準用というのは一部分でございますので、包括的にこの部分を公営住宅法の規定によります駐車場の扱いという形で、その部分もすべて同じにしなければ、逆にまた一方では条例の中で単価を決めると、もう一方の条例では規則に委任するというのはむしろ不自然かなというふうに思います。ただ、家賃につきましては、あくまでもうちのほうは特定公共賃貸住宅については所得区分だとかそういうのはありません。入居資格があればすべて一律になってございますので、これは条例の中に示すということで可能かというふうに思いますけども、駐車料金については、同じような考え方で行いたいというふうに考えてございます。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 81 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 82 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 6、議案第 82 号 財産の取得についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課主幹。

○総務課主幹（川口昌志君） ただいま上程になりました議案第 82 号 財産の取得について内容のご説明を申し上げます。

昨日の提案理由にもありましたが、今年度電算化経費に計上しておりましたOA関係備品につきまして、12月6日に指名競争入札を執行いたしましたので、その結果に基づく契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。まず、取得する財産の名称等ですが、MSオフィスライセンス及び周辺機器等であります。数量等、内訳につきましては後ほど別紙によりご説明申し上げます。契約の方法につきましては、指名競争入札。取得金額につきましては、1,021万1,250円で、うち消費税及び地方消費税の額は48万6,250円であります。契約の相手方は、網走郡津別町字幸町5番地、有限会社加藤信陽堂、代表取締役加藤恭男と契約を行おうとするものであります。

物品名、数量等についてですが、次のページとなります。購入内訳といたしまして、はじめに左側ナンバーの順番にいきますが、ナンバー1、マイクロソフトオフィスプロフェッショナルプラス2010オープンビジネスライセンス、150台であります。オフィスソフトにおきましては、一般的にパソコンで文書作成や編集などを行うワードとよばれる基本ソフトや、表計算を主としたエクセルなどが代表的なソフトとしてありますが、現在、庁舎等で業務に使用しておりますのはオフィス2000のライセンスに基づくソフトでありまして、導入から10年を経過し、関係機関等の文章のやりとりや、一部に誤変換があったり、添付文書その他ファイル等が開かないようなケースが近年続いております。事務処理においても不都合が生じていることから、今回、当初予算に上げました形で新たに基本ソフトのライセンスを取得し、今後の業務処理に支障をきたさないよう対応を図るものであります。

次に、内訳ナンバー2からナンバー4にありますMSオフィスプロフェッショナルプラス2010、次の2007、2003、これにつきましては、今回取得いたしますオフィスライセンスに基づきOA機器等にソフトをインストールするためのディスクキット各一式であります。

次に、ナンバー5は周辺機器といたしまして、エプソンモノクロページプリンター6台。

ナンバー6につきましては、このページプリンターに付加する増設カセットユニット6台であります。これはサイズ違いのプリンターに、通常A4版なのですが、それにA3版、大きなサイズの用紙をセットするためのユニットであります。

ナンバー7につきましては、プリンターに取り付けるための増設メモリ6個であります。

以上、内容についてご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第82号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第83号

○議長（鹿中順一君） 日程第7、議案第83号 津別町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（斉藤善己君） ただいま上程となりました議案第83号 津別町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についての説明をいたします。

提案理由にもありますように、平成 22 年 9 月定例議会において、平成 22 年度から平成 27 年度までの津別町過疎地域自立促進市町村計画の議決をいただきましたが、今般、丸玉産業株式会社津別病院からマルチスライス CT スキャナの高度医療機器の新規導入に対しての助成要望があり、この財源として過疎債の充当を予定するものとして過疎地域自立市町村計画の一部変更をお願いするものであります。

変更内容につきましては、区分 5 医療の確保の中で、変更後の事業名（3）過疎地域自立促進特別事業で、事業内容につきましては、地域高度医療維持対策助成事業（企業経営の病院に対し地域高度医療の維持対策のため医療機器の更新及び新規導入に伴う費用の一部を助成し、地域医療の維持、対策を図る）という内容で、事業主体につきましては「町」を追加し、変更をお願いするものであります。

では、説明資料 5 ページをごらんいただきたいと思います。変更内容につきましては、今説明したとおりであります。変更後の概算事業費を平成 22 年度に 1,900 万円を追加し、小計欄、概算事業費を 3 億 1,900 万円に。平成 22 年度を 6,900 万円に変更し、小計より 2 段下に記載の過疎債ソフト分事業実施分につきましても同様の額に変更予定をしております。このため、過疎地域自立促進特別措置法、第 6 条第 7 項の規定に基づき議会の議決を求めるものでありますので、ご承認のほどよろしくお願いをいたします。

なお、これに係る補正予算については、次期議会において上程したいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 83 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

昼食休憩とします。

休憩 午前 11 時 51 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩を閉じ再開します。

◎議案第 84 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 8、議案第 84 号 平成 22 年度津別町一般会計補正予算（第 4 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（斉藤善己君） ただいま上程となりました議案第 84 号 平成 22 年度一般会計補正予算（第 4 号）につきまして説明をいたします。

それでは、各条項をごらんいただきたいと思います。第 1 条につきましては、歳入歳出にそれぞれ 2 億 247 万 3,000 円を追加し、補正後の予算の総額を 51 億 7,566 万 4,000 円とするものであります。

今回の補正につきましては、提案理由にもありますような事業を主なものとして歳入歳出予算の補正をお願いするものであります。なお、人件費につきましては、先の議会で議決をいただきました給与条例に基づきまして、職員給与、期末勤勉手当の減、これに係る共済費の減、特別職報酬額改定による期末勤勉手当の減と、時間外手当、退職手当組合事前納付金の精算による増などにより、一般会計におきましては 535 万 5,000 円の減額。特別会計では 172 万 3,000 円の減の、計 707 万 8,000 円の減額補正をお願いするところでございます。なお、今回の補正で事業精査と事業完了によるもの

がありますので、極力説明は省略させていただきますが、主な補正内容について説明させていただきますと思います。

それでは、歳出の主なものを説明いたしますので14ページ、15ページをお開きいただきたいと思います。総務費、総務管理費、一般管理費、総務管理経費の18節備品購入費は、平成23年4月に採用職員の椅子の購入費用といたしまして21万3,000円の増額補正をお願いするものであります。次の財政管理費、財政調整基金積立金は、地方財政法第7条に基づき前年度繰越金、一般寄附金及び今回補正による事業精査分といたしまして3,284万5,000円の増額補正をお願いするものであります。次の公共施設等整備基金積立金は、利息分の精査と将来の公共施設整備のため2,000万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、16ページから17ページをお開きいただきたいと思います。財産管理費、庁舎等維持管理経費につきましては、事業精査によるものと庁舎ボイラー室防寒工事のため総額76万1,000円の増額補正をお願いするものであります。次の町有建物等維持管理経費は、事業精査によるものと15節工事請負費につきましては、職員住宅内部改修工事といたしまして、職員住宅整備計画に基づき改修が可能な住宅について平成22年度において緑町、豊永の2戸の改修費用といたしまして小計で678万8,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、20ページから21ページをお開きいただきたいと思います。地域振興費、町営バス運行費、バス保管車庫管理経費は、事業精査によるものと18節備品購入費において石油投入機購入費用といたしまして総額27万円の増額補正をお願いするものであります。次の代替輸送確保対策事業基金積立金は、基金利息の精査といたしまして19万円の減額補正をお願いするものであります。

次に、22ページから23ページをお開きいただきたいと思います。企画総務費、地域振興基金積立金は、基金利息の精査と今後の地域振興策の別途積み立てといたしまして1億5,000万円の増額補正をお願いするものであります。

次の企画開発費、森の健康館管理業務は、事業精査によるものと11節需用費の修繕料におきましては、露天風呂木製フェンスの修繕及び消防設備機器の不良箇所修理に充てるものとし、13節委託料は新館共同トイレの便器コーティング及び焼却炉撤去費

用として計上するものであります。また 15 節工事請負費の温水過熱機増設工事は、主に露天風呂加熱の機器といたしまして総額 393 万 2,000 円の増額補正をお願いするものであります。

24 ページから 25 ページをお開きいただきたいと思います。企画振興費、地域振興施設管理業務は、事業精査によるものと 15 節工事請負費におきましては、相生総合ターミナル豆腐工場の壁改修に伴いまして、小計といたしまして 54 万 2,000 円の増額補正をお願いするものであります。次のふるさとつべつ応援基金積立金は、ふるさと納税制度における 6 件分の寄附金といたしまして 90 万 9,000 円の増額補正をお願いするものであります。次の多目的活動センター開設準備事業経費は 13 節委託料において、まちづくりに関する情報センター構築業務経費、18 節備品購入費は主に木製のテーブル、椅子などの施設に整える備品購入といたしまして 771 万 6,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次に、32 ページから 33 ページをお開きいただきたいと思います。民生費、社会福祉費、社会福祉総務費、障害者自立支援事業経費は、自立支援医療給付費において生活保護者の人工透析者の事業精査と、介護給付費、訓練等の利用者の増により総計 1,161 万 3,000 円の増額補正をお願いするものであります。次の地域生活支援事業経費は、利用者、利用回数増により 49 万 4,000 円の増額補正をお願いするものであります。次の心身障害者等扶助経費は、これについても利用者、利用回数増によりまして 28 万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、34 ページから 35 ページをお開きいただきたいと思います。国民健康保険事業特別会計繰出金は、国保保険基盤安定分、人件費の精査等によりまして 521 万 6,000 円の減額補正をお願いするものであります。次の介護保険事業特別会計繰出金は、地域支援介護予防事業繰入金等の事業精査によりまして 14 万 3,000 円の増額補正をお願いするものであります。次の介護サービス事業特別会計繰出金は、事業精査によりまして 761 万 6,000 円の減額補正をお願いするものであります。

次に、38 ページから 39 ページをお開きいただきたいと思います。後期高齢者医療費、後期高齢者医療事業特別会計繰出金は、事務費繰出金と基盤安定負担金分等の精査といたしまして 56 万 9,000 円の減額補正をお願いするものであります。

次の児童福祉費、児童福祉総務費、子育て支援事業経費は、発達指導業務の支援のため 103 万 8,000 円の増額補正をお願いするものであります。次の保育所費、保育所運営経費は特別支援児の増によりまして 136 万 3,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次に、42 ページから 43 ページをお開きいただきたいと思います。衛生費、保健衛生費、予防費、予防接種経費は、インフルエンザ接種料助成に係る償還払い分といたしまして 11 万 6,000 円の増額補正をお願いするものであります。次の環境衛生費、下水道事業特別会計繰出金は、事業精査により 1,165 万 6,000 円の減額補正をお願いするものであります。次の簡易水道事業特別会計繰出金においても、事業精査により 60 万 5,000 円の減額補正をお願いするものであります。

次に、44 ページから 45 ページをお開きいただきたいと思います。清掃費、塵芥処理費、廃棄物減量等推進審議会経費は、一般廃棄物処理計画書の見直しに伴い、審議会回数の増によりまして 4 万 7,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次に、46 ページから 47 ページをお開きいただきたいと思います。47 ページ上段の塵芥収集経費につきましては、不法投棄物処理手数料といたしまして 11 万 5,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次に、48 ページから 49 ページをお開きいただきたいと思います。農林業費、農業費、農業振興費、農業新規参入者支援対策事業は、新規就農者の経営開始に伴い、経営自立安定補助金といたしまして 500 万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、50 ページから 51 ページをお開きいただきたいと思います。農業振興費、鳥獣被害防止総合対策事業は、恩根地域の鹿柵設置工事延長に伴いまして 1,327 万 3,000 円の増額補正をお願いするものであります。次の畜産業費、大家畜特別支援資金利子補給は、次の畜産経営維持緊急支援資金利子補給に事業名が変更となりましたことから、24 万 3,000 円の減額補正をお願いするものであります。次の畜産経営維持緊急支援利子補給は先に説明したとおりでございますけれども、融資平均残高 1 億 4,000 円程度に対して、道と町の利子補給率を加えたものを乗じて出た費用といたしまして 25 万 4,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次に、54 ページから 55 ページをお開きいただきたいと思います。林業振興費、森林

J－VER事業経費は、9節旅費において、研修会等の旅費の増額と13節委託料につきましては、認定調査業務のうち妥当性確認業務が環境省から委託業者に直接補助となりましたことから、総計で87万円の減額補正をお願いをするものであります。

次に、66ページから67ページをお開きいただきたいと思います。住宅費、住宅管理費、町営住宅管理経費は、駐車場使用料の実施に伴いまして関係諸費の費用といたしまして56万7,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に68ページから69ページをお開きいただきたいと思います。教育費、教育総務費、教育委員会費、教育委員会事務経費は、教育委員会顕彰該当者の増によりまして2万4,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、72ページから73ページをお開きいただきたいと思います。中学校費、学校管理費、中学校施設管理経費は、事業精査によるものと15節工事請負費におきまして、活汲中学校廊下補修といたしまして総計83万1,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、76ページから77ページをお開きいただきたいと思います。会館管理費、公民館管理費は、中央公民館ロビーにある長椅子の更新費用といたしまして47万7,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、80ページから81ページをお開きいただきたいと思います。保健体育費、体育施設費、トレーニングセンター管理経費は、事業精査によるものと7節賃金等においては、緊急雇用創出推進事業を活用し、臨時職員の雇用の経費として、18節備品購入費は長椅子購入費用といたしまして総計72万2,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、82ページから83ページをお開きください。諸支出金、過年度支出金、過年度支出金は、ひとり親家庭等医療給付費が過年度支出となったため2万6,000円の増額補正をお願いするものであります。

それでは、歳入にお戻りいただきたいと思います。4ページから5ページをお開きいただきたいと思います。町税は、歳入見込み精査によりまして3,070万2,000円の増額補正をお願いするものであります。

次の地方交付税、普通交付税は、交付決定額の確定によりまして2億1,162万1,000

円の増額補正をお願いするものであります。

分担金及び負担金、分担金、農林業費分担金は鹿侵入防止柵整備事業の追加に伴い、分担金といたしまして119万4,000円の増額補正をお願いするものであります。

次の使用料及び手数料、使用料は、事業完了及び精査によりまして202万1,000円の減額補正をお願いするものであります。

次の国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金は、更正医療給付等の事業精査により618万5,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、6ページから7ページをお開きいただきたいと思います。国庫補助金、総務費国庫補助金、地域住宅交付金は、ふるさと定住促進事業の精査に伴い297万円の減額補正をお願いするものであります。

次の道支出金、道補助金、農林業費道補助金、農業費道補助金は鹿侵入防止柵整備に伴う補助金といたしまして730万円の増額補正をお願いするものであります。次の畜産費道補助金、大家畜特別支援資金利子補給は、事業名変更に伴い16万2,000円の減額補正、畜産経営維持緊急支援利子補給は、利子補給率の大家畜特別支援資金利子補給率の同率の0.12%で16万8,000円の増額補正をお願いするものであります。次の労働費道補助金は、先ほど説明で申し上げました緊急雇用創出推進事業分といたしまして46万6,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、8ページから9ページをお開きいただきたいと思います。寄附金、寄附金、一般寄附金につきましては、伊達市、須藤静子様ほか匿名1件といたしまして32万9,000円の増額補正をお願いするものであります。次の総務費寄附金は、ふるさと納税制度により先ほど説明しました6名の方からの寄附金といたしまして90万9,000円の増額補正をお願いするものであります。次の民生費寄附金は、津別中学校第4期同窓会の皆様からの寄附金といたしまして5万4,000円の増額補正をお願いするものであります。

次の繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金は、以前に柏葉雄一様、柳瀬保子様、それから越智様からご寄附のあった一般寄附金300万円について財政調整基金に積み立てをしておりましたけれども、今回、多目的活動センター開設準備経費に充当し、佃様からご寄附のあった50万円については、先ほど説明をいたしました中央公民館、

トレーニングセンターの長椅子購入に充当するため 350 万円の増額補正をお願いするものであります。次の地域振興基金繰入金は、ふるさと定住促進事業に係る前年度国庫補助金の超過分について、地域振興基金に積み立てしたものを今般、額が確定をしておりますので、取り崩すものとして 207 万円の増額補正をお願いするものであります。次のふるさとつべつ応援基金繰入金は、寄附者の使途目的に沿って多目的活動センター開設準備経費に充当するため 80 万円の増額補正をお願いするものであります。

次の繰越金、前年度繰越金は、繰越金残といたしまして 2,154 万 8,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次に、10 ページから 11 ページをお開きいただきたいと思います。諸収入については、主なものについて説明をしたいと思っております。諸収入、雑入、弁償金につきましては、町営バス追突事故による弁償金として 14 万 1,000 円の増額補正。次の過年度収入は、児童手当負担金確定による追加交付といたしまして 1 万 6,000 円の増額補正。次の資源物売払は、鉄くずの売払といたしまして 41 万 4,000 円。事故共済金は、公用車事故による共済金として 11 万 3,000 円。立木補償は、北電線に町有林の木が支障となりましたことから、その補償といたしまして 14 万 5,000 円。資源物処理取扱収入は、ペットボトル等の資源物につきまして、再商品化合理化拠出金が配分されましたことから 95 万 5,000 円の増額補正をお願いするものでございます。

次の町債、町債、総務債、臨時財政対策債は、額の確定によりまして 7,823 万円の減額補正をお願いするものであります。

それでは、第 1 表にお戻りいただきたいと思います。第 1 表につきましては、ただいま歳出歳入で説明しました内容をそれぞれ補正し、第 1 条の条項どおりとするものであります。

次に、第 2 条第 2 表の債務負担行為の補正であります。1 の追加は、歳出予算で説明しました事業の変更に伴うもので、期間を平成 23 年度から平成 47 年度とし、限度額を 489 万 2,000 円の補正をお願いするものであります。2 の変更は、事業名の変更により期間を平成 21 年度から平成 47 年度として、限度額を 41 万 5,000 円とするものであります。

次の第 3 条第 3 表の地方債補正であります。1 の変更は、臨時財政対策債の額の

確定により、限度額を 7,823 万円を減額し、補正後の総限度額を 4 億 517 万円とした補正をお願いするものであります。

以上、説明いたしましたので、よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

8 番、山内彬君。

○8 番（山内 彬君） 何点かお伺いしたいと思います。最初に、第 2 表の債務負担行為の補正でございますけれども、追加のところの畜産経営維持緊急支援資金融通事業に係る利子補給でございますけれども、この事業の内容についてどういう制度なのかお聞きをしたいと思います。

次に、歳出 23 ページ、今回地域振興基金に 1 億 5,000 万円を積んでおりますが、この 1 億 5,000 万、説明はざっとあったのですが、この算定の考え方と見通しについて、この 1 億 5,000 万積んだことの考え方についてお伺いをしたいと思います。

それから、同じ 23 ページの森の健康館管理業務でございますけれども、今回、393 万 2,000 円追加されております。露天風呂関係等でございますけれども、今後この健康館において大きく管理業務に係る経費が、担当のほうとしてランプの宿のほうから要請を受けている大きな額の費用について、もしわかればお伺いをしたいと思います。

それから 25 ページの多目的活動センターの事業経費、来年 4 月開業に向けて、今回補正をしておりますが、委員会で詳細の内訳についていただいたわけでございますが、特に、備品購入費につきまして内訳の中身を見ますと、4 月開業、即使用部分以外に網羅されているというふうに中身を見ております。何回も申し上げておりますけれども、この運営のほうはまだきちっと固まっていない中で、今回 580 万ほど備品を買われることについていかがなものかと。新年度予算で計上して 3 月まで煮詰め上げて備品について考えていったらどうかということで、この点について考え方についてお伺いをしたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 産業課長。

○産業課長（深田知明君） 今、山内議員のほうから質問のありました 1 点目でございます。畜産経営維持緊急支援資金の資金内容でありますけれども、変更のほうにも

あります大家畜ともすべてそうなのでありますけれども、資金の借り換えと言いますか、高利息の分を一括低利息の部分に借り換えるという、経営のどちらかというところ、厳しい方が借り受ける、俗に言う後ろ向き資金と言いますけれども、そういう資金の内容でありまして、一括借り換えるという形の資金でございます。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤善己君） 23 ページの地域振興基金の積立金1億5,000万、今回させていただいたわけでありまして、算定につきましては、とりあえず今回2億1,000万程度の部分の基金が積み立てができるということで、今後の総合計画の実行に向けて、相当ソフト事業的な部分が発生するだろうという考え方に基きまして、この1億5,000万程度を行いました。先般の委員会におきまして、例えばまちづくり活動支援事業補助金、そういったものも含めて私どもとしては財源といたしまして地域振興基金から取り崩しを行いながら進めていきたいという考え方を持っておりまして、あとは当然ながら総合計画にある実行で、例えば今後の空き店舗対策、どのようなスキームで、どのような補助要綱にしていくかということについては検討をしなければなりませんけれども、そういったことも含めて地域振興基金として1億5,000万程度を積み立てさせていただいたということで、ご理解をいただきたいというふうに考えてございます。

それから25ページの多目的活動センターの開設準備の事業経費につきましては、先般委員会のほうにもご提示を申し上げましたけれども、これについては基本的には4月の開設に向けて必要なものについて、私どもとしては今回予算を計上したつもりでございます。内訳といたしましては、一般的に調理器具といいますか、それが81万4,000円程度であります。それから、それ以外に事務備品については、これについても例えば打ち合わせの会議のテーブルであったり、会議室のキャビネットであったり、それからパイプ椅子であったり、そういったところも含めて120万程度で考えてございます。そのほかに、例えばちびっこの広場に使う、この前委員会でもよくデパートにあるパターショ的なものについても茂呂竹議員さんのほうからそういったご意見があって、そういったじゅうたんですとか、パターションですとか、あるいはベビーベッドですとか、そういったところを最低限といたしまして、とりあえず52万5,000円程

度計上を考えてございます。そのほかに、当然後段に関する前段の委託料の情報発信サービスの構築業務の中で、動画として情報といいますかインフォメーションコーナーを整備したいというふうに考えておりますので、大型テレビ、そういったところも含めてその中に入れております。それ以外に電気製品といたしましては、掃除機が当然必要になってきますので、それについては 23 万 8,000 円程度で考えてございます。そういう状況の中で、特に大きく占めるのは、当然木造の公共施設整備事業で、それを活用して木の建物になっておりますので、これはまさしく地産地消的に、特に木の椅子、あるいはちびっこのところの移動式の滑り台、それからカフェテリアの椅子、テーブル、ベンチ、そういった部分、外にも腰かけたりなんかする場合もございますので、それが 276 万 3,000 円程度考えて、ここの 580 万のうち半分近いところについてはそういったものの整備というふうに考えておりますので、私どもとしては今議員がおっしゃったご意見の趣旨に反しますけれども、そういったことを考えあわせながら今回の備品購入費の計上とさせていただいていることについて、ご理解をいただきたいというふうに考えてございます。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課参事。

○企画財政課参事（石橋吉伸君） 23 ページの森の健康館管理業務につきまして、ご質問のあった点につきましてお答え申し上げます。

今回 393 万 2,000 円の増額補正ということで、大きくは工事請負費の中での温水加熱機増設工事、あるいは修繕料で施設営繕、大きなところでは消防設備の放送設備の更新ということが大きな流れでございます。

実は、先日の所管の委員会でも現地を見ていただきまして、指定管理者でありますアンビックスのほうからも現状についてつぶさに見ていただいたところでございます。この間、毎月森の健康館のほうでアンビックスの担当者、支配人と何度も協議を行っておりまして、おおむね前回の現地視察の折に見ていただいたのは 20 項目以上のかなりの膨大な形で見ていただいたというふうには感じておりますけれども、町のほうと現場担当者のほうとの話の中では、まず優先順位的に要望はわかるのですけれども、優先順位的に整理をさせていただくということでお話をし、了解を得ているところでございます。

今回の部分につきましては、特に順番的に法令順守と言いましょるか法令上やらざるを得ないもの、あるいは安全ですとか衛生面で注意をしないといけないものというものを優先的に町のほうとしては対応したいというお話をしております、アンビックスのほうとしても、その部分については了解しましたということで今日、今回の補正の提案をさせていただいているところでございます。

また、今後につきましてもおおむねそういう流れで進んでいくというふうに思います。確かにサービス業でございますので、利用者の不便だとかそういった部分については、施設は完璧であるべきだというふうな前提ではございますが、何とか工夫を凝らしながら今の施設を維持して行ってほしいという内容でお話をしております、今後とも双方で協議を定期的に行いますので、そういった双方とも後で後悔のないような形のものということで現場と意思疎通を図りながらやっていきたいと考えております。なお、今回現地視察のほうでも見ていただいた部分につきましては、すべて積算をきちっととったということではございませんので、要望は要望として承りまして、工夫は工夫として検討をお願いするというキャッチボールをしながら進めてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） この債務負担行為につきましては、当然ながら件数、何件というのは決まっていると思いますけども、そのほかに私もちょっとこれあたり記憶にないのですけども、何年ぐらいからこの制度についてスタートしているのかお伺いしたいと思います。

それから、この森の健康館、細かい説明はなかったのですが、需用費の印刷製本費に5万2,000円とか、燃料、光熱水費の電気料、それから委託料の便器洗浄コーティング、この細かいところはどこの部分に使われるのかちょっとわかりませんが、ここまで町が負担してやるのかどうかと、中身ちょっとわかりませんが、そういうことでランプの宿はどこの町との、この間負担について決められているのかどうかわかりませんが、こういう細かい部分まで町が負担すべきものなのか、それあたりについてお伺いをしたいと。これもなぜ聞いたかという、今後、先ほど質問で申し上げたのですが、大きくかかるものがあるのかどうか、それをお伺いしたいとい

うふうに思います。

それから、多目的活動センター、細かい今説明がありましたけれども、4月開業に必要なものというふうに今お答えいただきましたけれども、4月開業にちびっこ広場のじゅうたんとか木製の品物とかいろいろ説明ありましたけれども、これはオープンがいつなのか定かではありませんけれども、先ほどから言っているとおり、それあたり十分運営のほうが進んだ上で予算化すべきでないかと。建物ができたら管理上、事務室あたりの整備が必要かと思えますけれども、この情報分野についても3月いっぱいかかるかと思えますけれども、このあたりの考え方について新年度予算に計上しても間に合うものも多々あるのではないかというふうに考えられますけれども、再度この点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業課長。

○産業課長（深田知明君） 畜産経営維持緊急支援資金につきましては、津別におきましては平成22年から、これは新たな資金でございます。このほかに、かなりな件数があります。畜産で申し上げますと大家畜経営体質強化資金というのがありまして、これにつきましては、平成2年から第1回目の借入れが起きておりまして、これはいまだに利子補給を行っております。それから大家畜経営活性化資金というものもあるのですが、これが平成5年であります。畜産に関しましては、今回債務負担で変更になっております大家畜特別支援につきましては、平成20年からという形になっております。畜産関係でいいますと、この4本が今利子補給を行っている事業であります。一般農業関係、畜産も含みますけれども一般農業関係でいいますと、基盤強化資金が平成7年から借入れを起こしております。平成10年に借入れを起こしています次世代資金、この次世代資金、それと経営基盤強化資金につきましては決して後ろ向きではありませんけれども、この農業関係の2本につきましては、それぞれ平成7年、平成10年に貸し付けを行っております、すべて今現在でいいますと6本の資金でございますけれども、利子補給を継続しているという状況にあります。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課参事。

○企画財政課参事（石橋吉伸君） 森の健康館の管理業務に関してでございます。要請を受けている内容等につきましては大きなものから申し上げますと、大きく金額が

張るだろうと思われるものでございますが、厨房の床の改善、現在の厨房が当初開設  
当時から同じで変わらないと思うのですけれども、水の排水がうまくいかなくて厨房  
の衛生管理面で大変苦慮しているということを聞いておりまして、これを直しますと  
いうことになりますと2週間程度厨房を止めて、床を全部改善をしていかなくちやい  
けないということになってまいりまして、二、三百万かかるのではないかと私どもの  
ほうでは試算をしております。それと内部の部分で日焼けですとか、特に畳なのです  
けれども、前の指定管理者がやった部分、それから19年度に畳を全部取り替えたわけ  
ですけれども、畳の表替えですとか、あるいはクロスの黄ばみですとか、そういったもの  
がまだあるというようなことの内部改修でございまして、これは正直申し上げまして  
やっていけば切りがないというところなので、これは精査が必要だろうというふうに  
考えております。

あと、出ていましたのは、今回、便器洗浄コーティングということで42万ほど上げ  
させていただきましたが、これにつきましては便器もちょっと開設から古くなってき  
て、実を申し上げますと、こびりついて取れないというか利用者からの苦情がある  
ということで、実を言いますと全部取り替えてほしいという要望があったのでござい  
ますが、それでいきますと1個今取り替えますと1個17万ほどいたします。それが二十  
数個もございまして大変な金額になるということから、あくまでも共用の部分の1  
階、2階の、それからお風呂、そのこのところのトイレで共用で使う部分については、  
とりあえず内部でコーティングすることによって済むだろうということで、一応11個  
想定をしておりますので、1個4万前後、税込みですがかかる計算になりますが、そ  
のコーティングで何とかできないだろうかということで専門の業者にもお聞きしなが  
ら、とりあえずコーティングということで考えていきたいなと考えております。森の  
健康館のトイレの構造が、いわゆる一般の家庭のように居室の部分は一部あるのです  
けれども、ため池といいましょうかタンクがあってガシャーンと流すタイプのが居室に  
あるのですけれども、それじゃなくて共同で使うところ、昔式の押すタイプというので  
すか水圧で流すタイプなものですから、なかなか利用をされている方が不慣れとい  
ましょうか、そういった部分もございまして、そういう便器についたままの状態があ  
るとかというようなことがございましたので、それをいちいち積み上げていきますと

大変な金額になりますので、今回についてはコーティングを実際にやってみて、使用効果も含めて確認をしたいというふうに思いますし、そういうふうなことになりますと、あえて便器を購入しなくても取り替えなくても対応できるであろうというようなことでございます。

今回の需用費の中でも町とアンビックスとの関係でございますが、今回予算出しております需用費の部分の印刷製本費の5万2,000円につきましては、実は年度ごとに町民の入浴優待券を交付してございます。今年も5月に交付したのでございますが、来年、平成23年度分の優待券、これを印刷を考えておりまして、これは3月中に皆さんに交付したいということから、平成22年度でございますが印刷の予算を計上しているわけでございます。これは町が行っております入浴優待の印刷代ということでございます。あと修繕料につきましては既に御存じかと思いますが、アンビックスとの指定管理におきます協定書、これは修繕料にかかりませんが、ほかの部分も含めまして10万円以上という部分につきましては、町の負担というふうに考えております。それと燃料等につきましては、この車両用と書いてありますのは無料の送迎バスの燃料でございます、これは燃料の単価が変わったということでの補正でございます。あと光熱水費につきましては、これは電気料ですが、これは配水池、町の水道施設がございまして、その水道施設の電気料と合わせまして、今回電気工事で森の健康館の向かいにイルミネーションを設置をいたしました。その関係の電気料がここに入っております。あと委託料につきましては今の説明のとおりでございます、あと焼却炉につきましては町のほうの処分という形になってございます。それから備品購入につきましても、事業の精査ということでございます。

あと要望があった点の部分で、今後かかるであろうという部分につきましていきますと、来年の2月もしくは3月に上里の奥も含めましてですけれども、地上デジタル波の関係で光が入ります。そのこともありましてテレビ、受信のブースターあわせて更新を考えておりますので、これが結構な額になろうかなと思っております、これらにつきましてはまた新年度の中で対応していきたいと、このように考えております。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（斉藤善己君） 今回の備品購入費の選定にあたっては、運営協議会

の中でも十分議論をさせていただいているところがございますけれども、基本的にはほかの施設で借りられるものについてはそこで対応をします。そういうようなことを含めて、まちづくりセンター運営協議会の女性の委員の皆さんで、そういったところを頭に据えて、今回開設に向けて最低でもここは必要だろうということで選定をしたものであります。

それと、またあそこの施設については、移動キッチンにしてもしかり、これは電磁調理器になっておりますので、その対応の最低限の鍋等々については、これは当初予算というよりも今計上をして4月のオープン時におけるイベント等を含めて対応をしなければなりませんので、そういった形の中で最低限として予算計上させていただいたことについて、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 産業課長。

○産業課長（深田知明君） すみません。先ほど借り入れの件数、ちょっと漏れておりましたので、再度報告させていただきたいと思えます。

今回追加します家畜経営維持のほうにつきましては6件でございます。それから、変更で載せております大家畜特別のほうにつきましては2件、さらに、平成2年に貸し付けを行いました大家畜経営体質強化のほうにつきましては13件、それから、平成5年から開始しています大家畜活性化資金のほうにつきましては12件でございます。主に農業関係の経営基盤強化につきましては61件、それから、次世代資金につきましては26件という形になっておりまして、合計で約120件の件数になりますけれども、これはあくまでも借り入れ件数でございます。実借り入れ者につきましては、この内数ということでご理解をいただきたいというふうに思えます。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課参事。

○企画財政課参事（石橋吉伸君） 申し訳ございません。町とアンビックスの線引きについての説明が抜けてございました。申し訳ございません。

先ほど若干申し上げましたのですが、基本的には施設の改修あるいは修繕、これらにつきましては10万以上を超えるものにつきましては町、それ以下の部分についてはアンビックスで対応ということで一定の線引きをさせていただいております。それとあわせまして、施設の全体的なことにもかかるのですけれども、施設の部分につきまし

て言いますれば、町がやるべきこと、それからアンビックスがやるべきことということで、施設運営全般はアンビックスでございますが、施設にかかわります水回り関係等につきましては、町とということでございます。細かく申し上げていきますと、浄化槽、それから浄化槽の設備の保守点検、それから消防用設備の点検、それから先ほど言いました水質検査、これらの業務は町が行うということになってございまして、また後、建物に対する保険につきましても町が掛けます。あと、先ほど申し上げました水道水の維持管理、管理の部分については一部アンビックスのほうにお願いをしておりますが、基本的には水道施設については町が行うというようなことでございます。そして、それ以外の周辺の工事関係等が発生した場合についても、当然先ほど申し上げましたように10万以上を超えてくるということから、町が負担をして維持をしていくというような内容でございます。今申し上げたことでアンビックスのほうで言えば、ホテルの運営の中身を行うということでございますので、ホテル運営ということになりますと、例えば水道料が発生してまいりませんけれども、電気料、それから自動ドア、それからエレベーターの保守管理、そういったものにつきましてはアンビックスのほうで行うというような一定の決めになってございます。その中では、アンビックスもその内容に沿って今運営をしているというところでございます。町のほうとしては特に水回り、それから消防関係、今申し上げましたようなことを町が行うというような役割分担で今日きております。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 健康館のことについては、詳しくお答えいただきましたので了解いたしました。

ところで多目的活動センター、今回このような形で補正するというところで上げておりますが、新年度予算も今日が締め切りというふうに聞いているところです。まだ確定はしないと思えますけれども、今後のいわゆる営業開始に向けて、どれぐらいあとの関係について事業費として要するのか、わかればお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（斉藤善己君） あと想定されるところは、要するに先ほども条例のときにいろいろと話しましたけれども、利用形態が詰まった段階、例えばオープンカ

フェを専属的にやる場合の例えば公募方法の考え方としては、今一般的に何でもかんでも役場がそろえて、じゃあ来てくださいという部分の公募方法は全国の事例を見てもありません。要するに、今ある施設の備品として、それ以外については、そういったところに入られた方が用意をするという方向性で進んでいることも事実であります。しかしながら、例えばミニショップにおきまして、例えばいろんな冷凍、冷蔵的なものを、例えば地産地消のものを売るということになりますと、そういった部分については今後また議会、あるいはまちづくりセンター運営協議会とも議論をしながら議会の皆さんともご相談を申し上げたいというふうに思いますけれども、そういったところを含めて、その部分についてはまだ宿題として残っているのかなというふうに思っているところでございます。と、いいまして事業費があとどのぐらい想定をされるのかという部分については、今段階検討の中にはありませんので、ご了解をいただきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） 23ページの森の健康館についてだけ、ちょっと件数多くなるかもしれませんけども伺いたいと思います。まず、予算書の中の温水加熱機増設、これ露天風呂というふうなことでございまして、従来は容量不足もありながら、夏は熱くて冬が寒いということだったのですけども、これを増設することによってその心配はないのかどうか、まず1点目伺いたいと思います。

次に、地元関係の経済効果についてちょっと伺いたいと思います。地元の食材については、わかれば購入店舗の数と今までの購入実績、概算で結構です。それと雇用されている方がいますけども、雇用人数と賃金総額について、どの程度の形になっているか伺いたい。

次に、経営については順調というふうには言えない部分もあると思うのですが、今月の委員会にいただきました健康館の入り込み実績によりますと、売り上げが大体6,440万程度で、年間経営収支1億1,100万程度というふうなことで、欲を言えば2億ぐらいということだったと思うのですが、1億1,000万としましても売り上げ金額からざっと計算をしますと、月900万にしても大体今までの11月までのトータルで

1,000万程度の赤字かなという感じで、数字的にはそういう私はとらえ方をしています。町で1,500万あげても、この冬場にかかってとんとんか、もしくは赤になる恐れもあるのかなというふうな心配をしているところなのですけども。

それ等を含めてもう一つは、前回の委員会で現場も見ながら大破、中破、小破と言いますか修繕箇所26箇所あったと思いますけども、そういうふうなものをいただきました。それで今回とりあえず緊急を要するものについてのみ補正で出てきていますけども、改修に対する精査なり、金額が膨大になれば年次計画というふうなものも出てくるのかどうか、それで町は、ある程度改修を例えばホテルの言い分でやっても、その長期営業を含めてホテルとしてはどういうふうな考えを持っているのか、例えば町が改修をしれば撤退するだとか、そういうふうな危険性がないのかどうか、この辺についてもホテルと話している部分があればお聞かせをいただきたいと思います。

それとあともう1点は、ホテルを町内の人で利用する形でホテルと交渉に行っても、設定料金がありますけども、びた一文全然まけないと。融通がきかなくてちょっと利用するのをやめたというふうなことも聞いております。そういう方たちは、やはり阿寒のほうだとか近隣の温泉地にお客さんが逃げているというふうな状況で、開業前の説明ではアンビの社長は、失敗は絶対許されないというふうなことだとか、町民のみんなにあつと言わせるような評判を回復するだとか、そういうふうな形の資料をいただいていたのですけども、蓋を開いた部分とのちょっと落差が大きいのかなと。いずれにしても町民のほうにいろんな利用敬遠の話が出てくると、今後ともやはり経営はなかなか難しい側面が出てくるのかなというふうなことも含めて、5、6点とりあえず申し上げましたけども、かいつまんで結構ですのでお話をいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課参事。

○企画財政課参事（石橋吉伸君） 森の健康館の管理業務でございますが、第1点目のボイラーの関係でございます。夏は熱い、冬はぬるいということで、今回増設をお願いしたいということでの補正でございます。この1基増設する分につきましては、今現状にあります6万キロのボイラー、これでもって過熱をいたしまして熱交換器を通して温度を上げているということでございまして、灯油ボイラーこの6万キロ1基だけで動かしております。それではちょっと外気温がマイナスになってきますと、露

天風呂の温度が39度だとかという温度になっちゃうということで、何とか改善してほしいということで、今回、同じものの6万キロのボイラーをもう1基、全く同じものをもう1基増設をさせていただきたいということでございまして、これは2基が同時に動くということではございませんで、どちらか1基を動かして、どうしても温水が上がらないという場合に、もう1基目が動き出すということでございますので、夏場逆に熱くてたまらんわという部分でいけば、この2基のうちどちらか1基が動くような形になろうかと思えます。本当にこの温度はきちっと上げたいぞ、外気温との関係で温度を保つという意味で、もう1基ということでございます。あともう一つ、もう1基増設することの理由といたしましては、例えばボイラーも機械でございますので、例えば止まってしまったとか、壊れてしまったというときに、もう片一方があれば十分にそれを補完もできるというようなこともございましたので、これは灯油ボイラーの延長ということで、もう1基増設するということでの補正をお願いをしているところでございます。ですから、ある意味では2基とも止まっているという場合も、ある程度温度が上がればありますので、1基1基が同時もありますし、1基のみということもありますし、交互ということで利用ができるというふうに考えておりますので、お願いしたいと思えます。

あと、経済効果、購入実績等につきましては、今ちょっと手持ちに資料がございません。申し訳ございませんが町内の購入の言われております実績等につきましては、ちょっと若干お時間いただければと思えます。また、賃金総額ですとかそういった雇用の関係につきましても、ちょっと時間をいただいて調べさせていただければと思えます。

あと、3点目の経営の関係で、両委員会の方にも月ごとの経過を数字と経営の内容につきましてはご報告させていただいているわけですが、見たとおりの数字でございます。それ以上私ども付け加えるものもないわけですが、当初考えていた環境という部分でいけば、まだまだ厳しいものがあるというふうな認識でございまして、アンビックスのグループの中でも成績が当然ちょっと振るわないということも含めて、いろいろと対応を今後また考えていくというふうに聞いております。ただ、立地条件等のことにつきましては、もう既に承知の上のことでございますので、

で、これらにつきましても経営改善に向けた今後の方策を打ち出してくるというふう  
に考えておりますので、お願いをしたいというふうに思います。

あと、4点目としましては、現場で26箇所ほど改善の要望ということでございまして、これは今後進めていく上で改善をしてほしいということでございまして、先ほど  
山内議員さんのほうにもお話し申し上げましたように定期的に現場のほうとお話し合  
いをさせていただいて、修繕すべきもの、改善すべきもの、あるいは工夫で何とか乗  
り切れないかというものも含めて、改修につきましてはそれぞれの段階で考えていく  
必要があるのかなど。当然お客さんの苦情等につきましても私ども聞いておりますし、  
それらのアンケート結果につきましても見させてもらっておりますので、それに類推  
したことでもって施設改善が可能なものというふうなものにつきましては、なるべく  
実現したいというふうに思いますけれども、その部分でいきますと撤退のお話も実は  
ちょっと議員のほうからもございましたが、そういう話は、動きといたしましょうか、  
そういったお話をしたこともございませぬし、誠心誠意、今の支配人もご夫婦して来  
て、地元を骨をうずめるつもりでやりたいということと、社長も含めて現場をまかさ  
れて頑張りたいということでございますので、期待をしたいというふうなことでござ  
います。

あと、利用する町内の方が交渉しても融通がきかないと、なかなか値段が折り合わ  
ないというのでしょうか、そういった部分につきましても聞いてございます。ざっく  
り言ってしまえば、なかなか経営なものですから、現実、交渉の中でも多少お安くで  
きますというふうなところまでは、今の時点ではなかなか現場のほうとしても大変と  
いうことも聞いておりますので、それでいったら町民の利用が敬遠されるのではない  
かという危惧がございませぬけれども、何とか今の価格体制を維持しながら経営をして  
いきたいというのが今の経営者の考え方の方でございますので、町民だけが特別な  
対応をするということになりますと、また別途の考え方が町のほうとしても、前も谷  
川議員おっしゃったようなことも考えなくてはいけないのかというふうには思います  
けれども、今現状は、先月の皆さんのほうに報告した内容でございます。ただ、冬場  
に向けての利用増といってもなかなか厳しいわけでございますが、施設の職員含めて  
チラシを配ったりだとか、そういった努力も含めてやっておりますので、もう少し経

営の推移といったものも私どもも見ながら町のほうとして、どういう支援のあり方があるのかも含めて、今後またお話をさせていただければと思っております。

大変恐縮でございますが、今の時点でちょっとお話しできます先ほど申し上げました購入等の関係につきましては、資料等については後ほどご報告させていただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（佐藤正敏君） 担当のほうから非常に長い答弁でまことに申し訳なかったかと思えますけれども、ちょっと私のほうでアンビックスのほうとも協議している点がございまして、ちょっと付け加えまして少し整理をさせていただきたいというぐあいに思います。

何点か谷川議員のほうからご指摘もございましたが、その中でも例えば値段の関係、これも非常にちょっと誤解等も含めてあったりするのかなというぐあいに思っております。それはアンビックス側にもちょっと問題があるのかなというふうに、実は本日あった件でも利用される方で、1万2,000円という話で、それは高いだろう、何とかならないのかという話をしたら、言った側も1万2,000円という話しかしていないということ。これ逆に考えれば1室1人1万2,000円と向こうも伝えたような感じですよ。4人で泊まれば当然値段は、どんと下がるわけです。ですから、そういうようなことというのが、アンビックス側にも私どもがきちっと伝えて、何人で利用でしたら何ぼですよということを、きちっと伝えてあげるようなことが当然必要なのかなというぐあいに思います。私も利用している中で、行ったときに2,000円で送迎つきで宴会どうだという話を、たまたまそばで聞いたところがございまして、ちょっと、それは支配人と検討してくださいという話をしていた点がありましたが、これもまた難しいのかなというふうには思ったところもございました。支配人の話なのですが、地元の方、これは老人クラブもそうですけれども、地元の方がランプの宿に多くの方がなかなか泊まるというようなことはなかなかない。やっぱり老人クラブが中心で行けば、阿寒ですとか、川湯ですとかという話が一般的になる。アンビックスの支配人も言っていたのは、逆に中標津ですとか、こういうところから老人クラブが逆に使ってもらったりだとか、そういうことも逆な部分があるのですという実は話もさ

れていたところでございます。また、さまざまなプランというのを今実際アンビックスのほうで出しております。これから先で言えば、あすからクリスマスを目指したプランですとか、それから昼に週替わりのランチだとか、さまざまな中身的にはアクセントのある対応を今しているのだろうというぐあいに思います。

基本的には1年間たって、どのような状況になっていけるかということかなというふうに思います。谷川議員がご指摘になった点はそのとおりだというぐあいに思います。一番問題なのは、宿泊者数の単価の高い宿泊者数が少ないということが、これが大きな問題なのかなというぐあいに思っております。アンビックス側のほうでもこれは十分認識をしております。ただ、そういう中で、ちょっと今年だけ苦しいからこれがまた撤退だとか、そんな話は参事が言ったとおりされておりません。やっぱりこれは、頑張っていくのだという形だけは何とかしても軌道に乗せるように頑張るって努力したいということで言われておりますので、私どももそれに向けて、そうなれるように支援できるものは支援をしていきたいなというふうに考えているところがございますので、どうかよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） 大枠では大体わかったとは思っておりますけども、地元の経済効果、結局ホテルがあることによるマイナス面ばかりだけでなく、そういう食材を調達する、雇用がある、そういう経済効果をやはり両方比較して、どうかというふうな判断をしなければならんというふうな形で伺ったものですから、いずれにしてもこれは後ほどというふうなことでございますので、次回の委員会でも結構ですので、ぜひともこの辺は大雑把でもいいですけども、あることによる効果がどの程度なのかということ、ぜひともまとめて出していただきたいというふうに思います。

あと、もう一つ、例の施設の改修関係なのですけども、新館のほうもやはり10年以上経過して、まあまあ小破、中破含めて改修箇所が多いことに私もちょっとびっくりしたのですけども、これからますます老朽化してくると、現在はあれなのですけども、またプラスになって次、次、次というふうな形がどっちかといったら心配される面もあるのかなと。そうなるとうまく町民の方にもずるずるべったりで、今回例えば1千万、何千万かけたよと、また追い討ちでたびたびということになると、我々も結局町民に

もうまい説明も窮するかなというふうなことを含めて、やはりある程度大金がかかるのであれば、どこかのタイミングを見て町民にも、実はこういうふうな状況ですという説明やなんかを懇談してもいいし、チラシなり自治会のこれからまた4月になれば連合会の総会だとかいろいろあると思いますので、そういうふうな機会も利用しながら、なるべく町民には現状は現状で困っている部分があれば、それはもうあからさまに言わないで小出しにすると、やっぱり不信を生むのではないかというふうに思いますので、その辺は留意をお願いしたいなというふうなことで思います。

それと、もう一つ料金問題なのですが、私も当初から言っていたのですが、やはり近間でいえばやっぱり阿寒に負けているような料金では、なかなかやはり町民も比較論で敬遠気味になってしまうと。阿寒であれば7,000円と言えば7,000円、我々も4,500円で泊まった場合もあるけど、料理はそんなに落ちていないと。それは多数との比較はあると思うのですが、そんな形で、決して周辺にある程度格差が持たれない感じで、やはりなるべく努力をしてもらいながら集客の対応をすることが、とりあえずいいのではないかなというふうなことで思うところです。さっきの撤退の話は、例えば収支が合わないからどうかということと言ったわけで、その辺は心配な面で言ったことをございますので、そんな実態にはないというふうには認識はしていますので、そんなことをございますので、心配しながらの質問でしたけども、特に何かあればいただきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（佐藤正敏君） 最後2点ばかりかなというぐあいに思いますけども、正直言いまして平成9年に新館のほうは建てまして、13年を経過したということをございます。やはり建物10年を超えてくると、金属疲労という言い方があるかもしれませんが、どこかここかでやっぱりそういうものがどうしても出てきてしまうのだろうというぐあいに思っています。そういう意味では、これからの先を年数を考えていけば、一定の建物の維持のためのそういう費用というのは通常年でも少しずつは当然かかっていくのかなというぐあいに思ってますけれども、ただ一定の金額が張ってくる、多くなるだとか、こういうものについては現在もそうなのですが、アンビックスのほうと打ち合わせをしながらどこまで我慢ができたり、どの時点でどのようにしてい

ったらいいのかだとかということを常に担当のほうと、今前回の28項目のときもあつたように、そういうことも含めて検討をしていきたいというぐあいに思っています。そういう中で、どうしても大規模な改修だとかをせざるを得ないというようなことになれば、当然議会、委員会に相談をまずしなければならないかというぐあいに思いますので、通常の範疇の部分については通常で進めさせていただきながら、そういうときには皆さん方にご相談をさせていただき、そのときにあわせて対応策などについても検討させていただきたいというぐあいに思うところであります。

それから料金の設定、これ正直言いまして、ホテルによってそれぞれ違うところがあると思うのです。私もインターネットでちょっと見ていくと5,000円から7,000円ぐらいの設定のホテル、旅館、そういうところ、それから大体8,000円から1万5,000円ぐらいの間だとか、やはりそういう料金の設定をされているところが結構あるかと思えます。これがアンビックスの場合、ランプの宿の場合、これを今の価格でとりあえず設定をしてきて、思い切って値段をディスカウントというような形は今とっていないということでもありますけども、ただ、冬期間に向かっては、どのような形に少し整理できるかという話は、若干された経過等も含めてありますけれども、一度下げてしまうと今の値段を維持するのもまた大変というようなことも問題がありますから、議会の場でこういう話がされたということも含めて、再度ランプの宿側とはお話を、申し立てをしていきたいというぐあいに思いますので、今日の段階は全体の数字の関係も含めて、また委員会等で報告をさせていただきということをお願いを申し上げます。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） 1点だけ、歳入の中の雑入で、先ほど資源物売払と、それから資源物処理取扱収入について説明があったのですが、十分に聞き取れなかったのと、町民には分別するときかなり厳しくされているところがあるので、その取り扱いのところでも聞くところによると、ランクづけがされて返ってくるお金があるというようなことも聞いておりますので、ちょっと中身を説明していただいて、町民が何というのでしょうか減量だとか、あるいは分別に対して努力した結果何かプラス

になるものがあったとすれば、ごみ広報を毎月出されているので、そういうところを何か協力をしていただきまして云々というようなものが一行書かれれば、さらに一生懸命というか、分別に精励されるのではないかというふうに思いましたので、お尋ねします。

○議長（鹿中順一君） 住民生活課長。

○住民生活課長（山口善勝君） ただいま歳入の関係でございますけども、これについては再商品化合理化拠出金といたしまして、平成18年度の容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の改正により、事業者が市町村に資金を拠出する仕組みが創設され、平成20年4月に施行されて、そういう商品として出したものに対していいものについては町のほうにお金を返すと、返すというか市町村に拠出金の総額の2分の1の額から貢献度に応じて市町村に按分して支払われるという制度でございます。津別町もこれについてずっと過年度より出しているでございますけども、この条件としまして、当該年度の特定分別基準適合物における容器包装率が90%以上で、前年に比べ当該比率が2%以上向上した場合。もしくは、当該年度における容器包装比率が95%以上である場合と。こういう場合について、拠出金に対しての支払いをするということでございまして、津別町については、平成20年度については89.73%、21年度については93.28%、本年度については95.99%ということで、この95%以上であるということで今般105万2,415円の収入がございました。当初から10万円程度予算を持っておりましたので、95万円の補正をさせていただいたものでございます。

これについては、その他プラで収集したものについて、リサイクルセンターにおいて製品として出しておるのですが、この部分については、住民の方がきちんと分別していただいたものをうちのほうで整理して出しているということで、これについては、住民の方が本当に頑張っているというふうな形になっております。このことについては今言われたように、ごみ広報等では何回か広報として出しているのですが、95.99%になってお金をいただいたということはまだ出していませんので、これからもそういうふうに広報していきたいというふうに考えております。

なお、網走管内でもこれについては個々出しておりまして、本年度の部分でいきますと、近隣で言いますと美幌町さんが370万程度、それと斜里町さんが180万、大空

町が 9,600 円ということで、これも本当にランクによって違ふと。こういうことで見ると、うちの町も人口の割に頑張っているなというような結果をいただいているところでございます。今後もこの品質向上に向けた形の中でやっていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（鹿中順一君） 9 番、篠原眞稚子さん。

○9 番（篠原眞稚子さん） 89.7%だったのが 95 になり、その中で 100 万ぐらいが戻ってきたということなのですが、ごみはいろんなところですが、ごみは厄介もの扱いされているので、特にこういう金額で今美幌が幾らというのは多分出す量が違ったりなんかしているの、パーセントではまた、総額で言うとなかなか何というのでしょうか、大きなところと比較して金額では追いつくとか、そういうことにはならないかと思うのですけども、特にその他プラの回収については、自治会というのでしょうか、名前を入れるとか入れないとかということで、相当苦勞をしてきて回収をしてきた結果であるかどうかはわかりませんが、ごみ広報でなく、もしさらにそういうすばらしいことであるのであれば、ほかのところでも町の話題として取り上げていき、さらにパーセントを落とさないで、来年度も 100 万円とか何か入ってくるようなことになれば、違ったものにまた使えていいのかなというふうに思いますので、よろしく願いします。

○議長（鹿中順一君） 住民生活課長。

○住民生活課長（山口善勝君） ただいま言われたとおりの形で進めていきたいと思っておりますけども、この拠出金の還元でございますけども、これはその時々々の景気というかそういうこともありますので、たまたま今年については景気がよかったということでこのお金が入ってきましたけども、毎年、毎年この程度のお金が入ってくるとは言い切れない部分もあるので、その辺は御承知おきをいただきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第84号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

休憩 午後 2時 26分

再開 午後 2時 40分

○議長(鹿中順一君) 休憩を閉じ再開します。

◎議案第85号

○議長(鹿中順一君) 日程第9、議案第85号 平成22年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(鴫田憲治君) ただいま上程となりました議案第85号 平成22年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)につきましてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、先の提案理由で申し上げましたように、歳出では、人事院勧告による給与改定などに伴う給与費の減及びインフルエンザ予防接種助成に伴う各種健診助成事業並びに繰越金の積み立てに伴う基金積立金の追加であり、歳入では、保険基盤安定繰入金と人件費繰入金の減に伴う一般会計繰入金及び財源補填によ

る基金繰入金並びに決算余剰金による繰越金の追加などを主な内容とするものであります。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に、それぞれ625万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億7,582万5,000円とするものです。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げますので6ページ、7ページをごらんください。款1総務費につきましては、給与費で人事院勧告に伴う給与改定による減と時間外の増を合わせて12万円の減額補正であります。

款8保険事業費につきましては各種健診助成事業で、インフルエンザ予防接種事業にかかわる非課税世帯の国保加入者の負担分として1,050円の単価で330人分を見込みまして34万7,000円の追加補正であります。

款9基金積立金につきましては、前年度繰越分の積み立てに伴い602万4,000円の追加補正であります。

続きまして、歳入をご説明申し上げますので4ページ、5ページをお開きください。款8繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金として補助額が示されましたことから411万5,000円の減額、その他一般会計繰入金としまして、人件費分と繰越金充当分を合わせまして110万1,000円の減額補正となります。項2基金繰入金、目1国保基金繰入金につきましては、国民健康保険基金繰入金で財源調整といたしまして446万2,000円の追加補正となります。

款9繰越金、目2その他繰越金につきましては、前年度繰越金で21年度の決算確定によります700万5,000円の増額補正となります。

それでは第1表に戻っていただきまして、それぞれの補正額を款、項ごとに整理させていただきますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 1点だけちょっと確認させていただきたいと思います。

歳入の5ページのところの繰越金でございますけども、説明では前年度繰越金を計上しておりますけども、先の決算審査特別委員会の決算額を見ますと、国保につきましては700万5,673円が決算残というふうになっております。それを科目設定で1,000

円を当初予算に載せておりますけども、ほかの特別会計全部調べたのですけども、ほかは決算額から当初予算の計上、1,000円を引いて計上するのが通常だというふうに考えられます。なぜ、まともに決算額をそのまま載せたのか、その確認についてちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（鴫田憲治君） 繰越金につきましては、今ご指摘のとおり700万5,673円でありまして、内訳につきましては一般分、これには人件費相当額ということで98万1,000円、それから国保運営分としまして602万4,673円が残っております。それで、歳出の関係もありましたことから、このまま705万673円ということで計上したということで担当のほうからも説明を受けております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） この繰越金を先ほど申し上げたとおり当初予算で科目設定のために1,000円を計上していると。通常であれば決算額の残については、これを足して決算額の数字なるのが、これは通常であるというふうに考えられます。ほかのこれから説明行われると思うのですけども、全部の会計がそういうふうにやられていると。国保だけ700万5,673円の残をそのまま計上することはおかしいということで、私申し上げたわけです。これからすると決算額は700万6,000円になるということです。ということは、決算額の残よりこれは超えるということになります。これはおかしいのではないかということです。再度この関係についてお伺いしたい。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時47分

再開 午後 2時52分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（鴫田憲治君） 大変失礼しました。ご指摘のとおり国保会計だけが

この部分結果的に 1,000 円繰り上がった形になっています。というのは、例年ずっとこのような扱いきていまして、それは歳出の積立金のほうの部分にあわせるのに、どうしてもこの辺の調整が必要だということで、このような形で毎年行われているということで、今年も同じような形で計上をさせていただいたということになっています。

○議長（鹿中順一君） 8 番、山内彬君。

○8 番（山内 彬君） 答えになったのかどうかわかりませんが、例年やっていたからやったというのでは通らないのかなと。いわゆる、この予算書のつくり方のルールとして歳出に合わせるのではなく、歳入に合わせて歳出というのは逆にやるのが筋ではないかなと、そういうふうに私は思うのですが、財政課長としてこういうのは通る話なのか見解を伺います。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤善己君） 今ご指摘のあったことも含めて、次の議会のときに精査をしながら、そういったことで提案をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 85 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 86 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 10、議案第 86 号 平成 22 年度津別町老人保健事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（鴫田憲治君） ただいま上程となりました議案第 86 号 平成 22 年度津別町老人保健事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、先の提案理由で申し上げましたように、歳出では前年度交付金精算に伴う過年度超過交付金償還金の追加及び償還金への充実に伴う医療諸費の減、歳入では決算余剰金による繰越金の追加となります。

第 1 条といたしまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 100 万 1,000 円とするものです。

それでは歳出のほうから説明申し上げますので 6 ページ、7 ページをごらんください。款 1、項 1 医療諸費、目 1 医療給付費につきましては、医療給付費で財源組み換えにより 1,000 円の減額補正であります。

款 2 諸支出金、償還金につきましては、過年度超過交付金の償還金として 2,000 円の追加補正であります。

続きまして、歳入をご説明申し上げますので 4 ページ、5 ページをお開きください。款 1、項 1、目 1 繰越金につきましては、前年度繰越金で 21 年度の決算の確定をみます 1,000 円の増額補正となります。

それでは第 1 表に戻っていただきまして、それぞれの補正額を款、項ごとに整理させていただきましたので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 86 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎議案第 87 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 11、議案第 87 号 平成 22 年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（鴫田憲治君） ただいま上程となりました議案第 87 号 平成 22 年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、先の提案理由で申し上げましたように、歳出では保険料口座振替手数料の追加及び広域連合事務負担金の前年度分確定による精算並びに保険基盤安定負担金の確定と保険料の減による広域連合納付金の減であり、歳入では、保険料現年度分の減及びに保険基盤安定負担金の確定並びに財源補填による繰入金の減及び決算余剰金による繰越金の追加という内容になります。

第 1 条といたしまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 467 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 7,612 万 3,000 円とするものです。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げますので、6 ページ、7 ページをごらんください。款 1 総務費、項 2、目 1 徴収費につきましては、後期高齢者医療保険徴収業務で、口座振替手数料について、徴収において単価の見込みを誤ったことによるものであり、1 万 3,000 円の追加補正であります。

款 2、項 1、目 1 後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金のうち、事務負担金では広域連合事務負担金の 21 年度分の確定により 13 万 2,000 円の減額補正、保険料等負担金では保険基盤安定分補助金が示されたことから 14 万 9,609 円の減額、保険料で 450 万 2,800 円の減、繰越充当分と合わせて 455 万 8,000 円の減額補正であります。

続きまして、歳入をご説明申し上げますので、4 ページ、5 ページをお開きください。款 1、項 1 後期高齢者医療保険料につきましては、目 1 特別徴収保険料現年分として 1,273 万 4,000 円の減額。目 2 普通徴収保険料現年分としまして 823 万 1,000 円の追加で、合わせて 450 万 3,000 円の減額補正となります。

款 3 繰入金、項 1 一般会計繰入金につきましては、目 1 事務費繰入金現年分としまして広域連合事務負担金精算分で 13 万 2,000 円、一般事務費としまして繰越金充当分も含め 28 万 8,000 円、合わせて 42 万円の減額補正となります。同じく目 2 保険基盤安定繰入金、現年度分で保険基盤安定分の補助額が示されたことにより 14 万 9,000 円の減額補正となります。

款 4、項 1、目 1 繰越金につきましては、前年度繰越金で 21 年度の決算の確定によりまして 40 万 3,000 円の増額補正となります。

款 5 諸収入、項 2 償還金及び還付加算金、目 1 保険料還付金につきましては、保険料還付金で繰り越しの充当分といたしまして 8,000 円の減額補正となります。

それでは、第 1 条 2 項に戻っていただきまして、第 1 表におきまして、それぞれの補正額を款、項ごとに整理させていただきましたのでご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 87 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 88 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 12、議案第 88 号 平成 22 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（山田英孝君） ただいま上程となりました議案第 88 号 平成 22 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、提案理由でもご説明いたしましたように、歳出では給与改定などに伴う給与費及び総務費一般事務経費の追加及び事業精査に伴う保険給付費の調整と、繰越金などの積み立てに伴う基金積立金の追加の補正であります。歳入では、地域支援事業費の追加並びに保険給付費の調整に伴う国庫支出金などの追加及び財源補填のための繰入金並びに決算剰余金による繰越金の追加などによる補正であります。

第 1 条につきましては、歳入歳出の総額にそれぞれ 79 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 4 億 4,627 万 9,000 円とするものです。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げますので 8 ページ、9 ページをごらんください。総務費、総務管理費、一般管理費の給与費は、給与改定に伴う減と時間外の増で 11 万 3,000 円の追加であります。次の総務一般事務経費は、介護従事者処遇改善臨時特例交付金を対応して介護保険のパンフレット等の経費で 24 万 2,000 円の追加です。

次の保険給付費、介護サービス等諸費は、当初見込みより有料老人ホームなどにお

ける特定施設入居者生活介護や通所リハビリテーションの利用者増によりまして 400 万円の追加。次の 10 ページのほうですが居宅介護サービス計画給付費は、新規認定者の増により計画作成者がふえたことにより 125 万円の追加。地域密着型介護サービス給付費、介護予防サービス等諸費につきましては、事業実績による減で、保険給付費全体では補正額ゼロになります。

10 ページ下段の地域支援事業費、介護予防事業費、介護予防特定高齢者施策事業費は、通所型介護予防事業に係る臨時職員賃金で 24 万 7,000 円の追加であります。

12 ページ、13 ページの基金積立金につきましては、介護給付費準備基金積立金で、基金利息と繰越金を積み立てることとして 19 万 5,000 円の追加であり、介護従事者処遇改善臨時特例基金は、利息精査による減となります。

続きまして、歳入にお戻りいただきたいと思えます。4 ページ、5 ページをお開きください。国庫支出金、国庫負担金及び道支出金の道負担金につきましては、介護給付費負担金対象経費の変更により 2 万 6,000 円の追加及び 2 万 9,000 円の減額となります。

国庫補助金及び支払基金交付金、道補助金につきましては、介護予防事業経費の増に伴いそれぞれ 6 万 2,000 円、7 万 4,000 円、3 万 1,000 円の追加になります。

次の財産収入、財産運用収入は、介護給付費準備基金利子の精査により 2 万円の減額です。

繰入金、一般会計繰入金については、介護給付費繰入金に係る分として 1,000 円の減、地域支援介護予防事業繰入金として 3 万 1,000 円の増。その他一般会計繰入金は、人件費相当分の繰り入れとして 11 万 3,000 円の追加となります。基金繰入金につきましては、29 万 5,000 円を介護給付費準備基金及び介護従事者処遇改善臨時特例基金から繰り入れるものです。

繰越金につきましては、前年度繰越金について 21 万 4,000 円を増額補正するものです。

では、第 1 表に戻っていただきまして、ただいま歳入、歳出で説明をいたしましたそれぞれの補正額を款、項ごとに整理し、第 1 条の条項とするものであります。

以上、ご説明申し上げましたのでご承認たまわれますよう、よろしく願いいたし

ます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 88 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 89 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 13、議案第 89 号 平成 22 年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

特養園長。

○特養園長（鈴木悦郎君） ただいま上程となりました議案第 89 号 平成 22 年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）につきまして内容のご説明を申し上げます。

第 1 条におきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 127 万 6,000 円を減額し、総額をそれぞれ 2 億 7,284 万 5,000 円とするものです。第 2 項につきましては後ほど説明申し上げます。

歳出のほうからご説明申し上げますので 6 ページ、7 ページをお開き願いたいと思います。款 1 施設管理費、目 1 特養施設費で 95 万 6,000 円の減額であります。内訳と

いたしましては、給与費で給与改定に伴いまして 109 万 3,000 円の減、特養施設運営費の備品購入費は執行残による減、特養施設管理経費の修繕料で器具等の修繕費が不足することから 14 万円を追加するものであります。

続きまして、目 2 デイサービス費で 13 万 2,000 円の減額であります。内訳といたしまして、給与費は先ほど申し上げましたと同様で 12 万 6,000 円の減であります。

8 ページ、9 ページをお開き願いたいと思います。デイサービス運営経費の備品購入費の 6,000 円の減につきましては執行残でございます。

続きまして、款 2 介護支援事業費、目 1 介護支援事業費で 18 万 8,000 円の減額であります。内訳といたしましては、給与費は先ほどから申し上げていると同様で 15 万 1,000 円の減額であります。居宅介護支援事業経費の需用費、役務費の増額は、利用者数増によるものであります。備品購入費につきましては、ケアプランシステムの機器購入をリースに変更するので 9 万 5,000 円を減額するものであります。

続きまして、歳入に戻っていただきたいと思います。4 ページ、5 ページをお開き願いたいと思います。款 1 サービス収入、目 2 居宅介護サービス費収入で 169 万 4,000 円を減額するものであります。内訳といたしましては、短期入所利用者、デイサービス利用者の減によるものであります。目 2 自己負担金についても同様でございます。

款 2 繰入金、目 1 一般会計繰入金で 761 万 6,000 円の減額、内訳といたしましては特養事業繰入金で 647 万 7,000 円、介護支援事業繰入金で 113 万 9,000 円の減額であります。

款 3 繰越金、目 1 繰越金、前年度繰越金といたしまして 836 万 6,000 円を追加するものであります。

以上、補正の内容になっております。

それでは条文に戻っていただきまして、第 2 条の第 1 表につきましては、ただいま説明申し上げました内容を款、項区分ごとに整理したものであります。

以上で内容の説明を終わりますので、どうかよろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 89 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 90 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 14、議案第 90 号 平成 22 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（江草智行君） ただいま上程となりました議案第 90 号 平成 22 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について説明申し上げます。

今回の補正につきましては、提案理由でも申し上げましたとおり事業の完了によるものが主な理由になっております。それでは、下水道事業特別会計補正予算の第 3 号をお開きください。

第 1 条におきまして、歳入歳出予算 1,144 万 8,000 円を減額いたします。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 8,316 万 1,000 円とするものであります。

それでは、歳出のほうから説明いたしますので歳出の 6 ページ、7 ページをお開きください。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費の給与費においては、給与改定及び時間外手当の追加により 5,000 円の追加となります。総務管理経費においては、消費税が還付となったために支払消費税分が不要となったことから 1,000 円を減

額いたします。

款2特環下水道費、項1施設管理費、目1管渠管理費、管渠管理経費の31万2,000円の減額は、管渠管理経費で町道51号線及び69号線の改良舗装に伴います公共污水樹の布設工事の確定によるものです。目2処理場管理費、処理場管理経費の163万5,000円の減額は、当初、購入を予定していました水質分析機につきまして補助対象になる可能性が出てきましたことから、本年度、単独事業で予定しておりましたものの購入を見合わせたことによる減額と、残りは事業完了によるものです。

続きまして8ページ、9ページをお開きください。項2下水道整備費、目1下水道整備費ですが、管渠管理整備費の補助分ですが、旅費については、道との協議のために7万8,000円の追加となります。需用費につきましては、本年度補助対象外となったことから精査を行い5万2,000円の減額。委託料については、調査測量設計業務について事業完了により34万7,000円の減額。污水管テレビカメラ検査についても事業量が減少したことに伴い242万5,000円の減額。使用料及び賃借料についても補助対象外となったことから精査を行い2万3,000円の減額となります。工事請負費につきましては、下水道管理センター屋根改修工事38万9,000円、污水マンホール蓋改修工事24万5,000円の減で、これらは事業完了によるものです。続きまして、管渠等施設整備事業(単独)につきましては、旅費については2万1,000円の追加になります。委託料3万1,000円、工事請負費5万3,000円につきましては、いずれも事業完了により減額するものです。

続きまして、款3個別排水費、項1個別排水管理費、目1個別排水管理費の個別排水管理経費の需用費、続きまして10ページ、11ページをお開きいただきたいと思います。修繕費につきましては、個別排水処理施設の修繕が増となりまして4万2,000円の追加をするものです。役務費の手数料につきましては、浄化槽の法定検査の事業完了により7万1,000円の減額となります。項2の個別排水整備費、個別排水整備事業につきましては、委託料において事業精査により105万円の減額。工事請負費については国道240号工事に係る浄化槽移設工事を行わないことになりましたので155万4,000円を減額するものです。

続きまして、款5公債費、目1の元金につきましては、平成21年度の資本費平準化

については、償還期間を 15 年から 10 年に決定されたことにより償還額の増額、当初となります。当初については起債についてはすべて増額となります。当初の起債につきましては、すべて特定環境保全下水道としていましたけれども、一部に個別排水に係る分があったことから、これを分離して個別排水に追加するものとなっております。この結果、特定環境保全公共下水道では 192 万 7,000 円、個別排水では 22 万 8,000 円の増額となります。目 2 利子につきましては、平成 21 年度に借入れを行いました下水道債などの借入れ利率が当初予定の 3 % から 1 % 未満になりましたことにより 565 万 6,000 円の減額、個別排水では、先に元金と同様に起債償還額の一部を振り替えましたために 9 万 5,000 円の増額となります。

続きまして、歳入のほうに移りたいと思いますので 4 ページ、5 ページをお開きください。款 3 国庫支出金、目 1 下水道国庫支出金につきましては、事業の完了により 53 万円の減額となります。

款 4 繰入金、目 1 一般会計繰入金は事業の完了及び繰越金の確定により一般会計繰入金が 1,165 万 6,000 円の減額となります。

款 5 繰越金、前年度繰越金の確定により 235 万 8,000 円を追加するものであります。

款 6 の諸収入につきましては、支出で説明しました町道 51 号線及び 69 号線の汚水枡移設工事の確定により 31 万 2,000 円の減額。また、工事を行いませんでした国道 240 号線の浄化槽移設工事で 176 万 1,000 円の減額のほか、消費税の確定による消費税還付分 45 万 4,000 円の追加、消費税還付加算金 1,000 円の減額となっております。

最初の条文に戻っていただきまして、1 条第 2 項の 1 表につきましては、ただいま申し上げましたものを款、項区分ごとに整理をいたしました。

以上、説明申し上げましたのでご承認くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 90 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 91 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 15、議案第 91 号 平成 22 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（江草智行君） ただいま上程となりました議案第 91 号 平成 22 年度簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）につきまして説明申し上げます。

補正の理由につきましては、提案理由でも申し上げましたとおり給与改定に伴うものと事業の完了によるものです。

それでは第 1 条におきまして、歳入歳出それぞれ 29 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 4,076 万 8,000 円とするものです。

それでは、歳出のほうから説明したいと思いますので 6 ページ、7 ページをお開きください。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費においては、給与費 12 万 5,000 円の減額は給与改定によるものです。給水施設管理経費につきましては事業精査により電気料を 3 万 1,000 円追加いたします。給水施設整備事業につきましては、事業の完了による精査で、委託料は仕切弁台帳補正業務委託について 7 万 3,000 円の減額、工事請負費につきましては量水器更新工事で 2 万 1,000 円、国道 240 号配水管移設工事で 7 万 3,000 円、布川地区減圧弁更新工事で 3 万 7,000 円がそれぞれ減額となります。

続きまして、歳入の 4 ページ、5 ページをお開きください。款 3 繰入金、項 1 他会

計繰入金、目1一般会計繰入金60万5,000円の減額は、歳出の減額、それから前年度繰越金の確定によるものです。

款4繰越金、目1繰越金32万2,000円の追加は前年度繰越金の確定によるものです。

款5諸収入、項1雑入、目1雑入につきましては、国道240号配水管移設補償について、工事の完了精査により1万5,000円の減額となります。

それでは、最初の条文に戻っていただきまして、第1条第2項の第1表につきましては、ただいま申し上げましたものを款、項区分に整理したものでございます。

以上、説明申し上げましたので、ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第91号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第92号

○議長（鹿中順一君） 日程第16、議案第92号 平成22年度津別町上水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（江草智行君） ただいま上程となりました議案第92号 平成22年度

津別町上水道事業会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。

補正の理由につきましては、提案理由で申し上げたとおり給与改定に伴う給与の増減と、それから事業完了によるものが主なものとなっております。

まず、最初に収益的収入及び支出から説明を申し上げます。4ページをお開きください。まず、収益的収入及び支出の収入の部分でございますが、款1水道事業収益、項1営業収益、その2その他収益につきましては、材料売却収益1万2,000円の追加となっております。これは簡水への量水器の売却収益ということになっております。

支出につきましては、款1水道事業費用、項1営業費用、目3総係費の26万6,000円の減額は、給与改定に伴うもので給与で2万9,000円、手当等で16万6,000円、賃金で4万円、法定福利費で3万円、負担金で1,000円とそれぞれ減額となります。目6その他営業費用の材料売却原価1万3,000円は、先ほど申し上げましたとおり簡水への量水器の売却となっております。

次に、5ページの資本的収入及び支出をお開きいただきたいと思います。収入においては款1資本的収入、目1工事負担金につきましては、道路工事に伴う配水管移設工事の確定によるものです。

支出につきましては、款1資本的支出、目1配水施設設置費88万4,000円の減額につきましては、委託料、工事請負費それぞれにおいて業務が完了したことに伴うものです。

続きまして、6ページですが、資金計画となります。内容は記載のとおりでありますので、説明につきましては省略とさせていただきますと思います。

続きまして、7ページ、8ページをお開きください。このページは貸借対照表です。8ページの下から5行目です。当年度純利益と書いてありますが、この部分補正予算の結果で753万7,000円と見込むものでございます。

それでは、1ページに戻っていただきたいと思います。第2条収益的収入及び支出において収入1万2,000円を追加し、総収入を1億3,315万2,000円とし、支出においては25万3,000円を減額し、総費用を1億2,561万5,000円とするものであります。

続きまして、第3条です。資本的収入及び支出は、資本的収入に対する不足額8,080万1,000円を、8,010万3,000円に補填する過年度分損益勘定保留資金7,953万1,000

円を 7,886 万 7,000 円に改め、同じく補填する消費税及び地方消費税資本的収支調整額 127 万円を 123 万 6,000 円に改め、資本的支出の予定額を 91 万 8,000 円減額し、総支出を 8,464 万円とするものであります。

第 4 条の議会の議決を得なければ流用できない経費としましては、職員給与費 22 万 6,000 円を減額し 1,377 万 6,000 円とするものであります。

次に、3 ページの補正予定実施計画につきましては、ただいま申し上げましたものを款、項区分に整理したものでございます。

以上、説明申し上げましたのでご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

8 番、山内彬君。

○8 番（山内 彬君） 1 点お伺いをしたいと思います。先の委員会において恩根の確か 11 月 23 日に水道事故を起こしたというふうに報告があったわけでございます。業者の行為が原因によるものというふうに報告があったわけなのですが、業者が原因でそういう事故を起こした場合に法的に損害賠償を求めることができるわけですが、今回の予算にそういうものが計上されておられません。業者に対して補償を求める手続きをしているのかどうか確認をしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課主幹。

○建設課主幹（江草智行君） 23 日に水道管を業者のほうでユンボで引き抜いたという形になって大量の水が流れて空気が入り、その結果、水道の水圧が下がり一番末端では全く水が出ないという状況になりました。その費用につきましては今積算中でございます。業者のほうにつきましては、社長さんがみえられて町長に一応すまなかったという話をされております。そのときに補償といいますか費用面についても一応話はしているところなのですが、まだうちのほうの算定がきちっとしていませんので、正確に幾ら補償というような話はまだしていないところです。今後算定をして、きちっと出た段階でまたお話をしたいというふうに考えているところです。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 92 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎意見書案第 9 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 17、意見書案第 9 号 地域医療と国立病院の充実を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

5 番、鳥本英樹君。

○5 番（鳥本英樹君） [登壇] 地域医療と国立病院の充実を求める意見書について申し述べます。

医師・看護師不足や公的病院の縮小・閉鎖によって、救急患者の受け入れ先がない等、地域医療が崩壊しかねない事態が全国で生じています。

国立病院は、がん・循環器などの高度医療や研究とともに、重症心身障害、筋ジストロフィー、結核・感染症、精神医療、災害医療、へき地医療など、民間では困難な分野を担い、地域医療においても重要な役割を果たしている。

しかし、政府は、「独立行政法人の原則廃止」を掲げ、4月に行われた「事業仕分け」では、国立病院に対して「非効率」病床の削減など更なる「経営合理化」を求める意見が出され、「事業規模の縮小、他の公的病院も含めた再編成の検討など」のとりまとめがされました。

また、「公務員人件費削減」や「効率化」の名の下に、国立病院に対しても、人件費

や運営費交付金の一律削減が押し付けられ、病院運営にも支障をきたしている。

国民の立場で無駄遣いを是正することは必要だが、いのちや暮らしにかかわる公共部門を乱暴に切り捨てることは許されない。

日本の医師・看護師は、欧米諸国に比べ数分の1と少なく、医療の複雑・高度化に追いつかない人員体制で、医師や看護師の過労死さえ起きている。国立病院では、人工呼吸器をつけた手厚い看護が必要な患者さんが多数入院されているが、夜間はわずか看護師2人で約50人の患者さん看護にあたる病棟も少なくない。医療崩壊を食い止め、安全・安心の医療・看護の現実のために、医師・看護師をはじめ医療従事者の増員がどうしても必要である。

いつでも・どこでも・だれでも、安心して医療を受けることができる体制づくりは住民の願いであり、地域医療と国立病院の充実を図るために以下の3項目について要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により衆参議長及び関係大臣に意見書を提出するものです。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） これより意見書案第9号を採決します。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎意見書案第10号

○議長（鹿中順一君） 日程第18、意見書案第10号 大幅増員と夜勤改善で安全安心の医療・介護を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

8番、山内 彬君。

○8番（山内 彬君）　〔登壇〕　それでは、意見書案につきましてご説明を申し上げます。読み上げて説明にかえさせていただきたいと思っております。

大幅増員と夜勤改善で安全安心の医療・介護を求める意見書。

長寿世界一を誇る日本の医療は、長年にわたる社会保障費抑制政策の下でも、医師、看護師などの懸命な努力で支えられてきております。

しかし医療現場は、長時間・過密労働に加え、医療技術の進歩や医療安全への期待の高まりなどで、看護職員などの労働環境は厳しさを増しております。離職者も多く、深刻な人手不足になっております。

看護師など夜勤交替制労働者の労働条件を抜本的に改善し、人手を大幅にふやして、安全・安心の医療・介護を実現することが大切になっております。医療・社会保障費予算を先進国並みにふやし、国民が安心して暮らしていける制度が求められております。

以上の趣旨から、看護師等の大幅増員を実現し、安全でゆきとどいた医療・看護・介護の拡充を図るための対策を講じられるよう下記事項について要望する。

1. ILO看護職員条約に基づき、看護師など夜勤交替制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔を12時間以上とすること。
2. 医療、社会保障予算を先進国（OECD）並みにふやし、医師・看護師・介護職員等を大幅にふやすこと。
3. 国民の負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

所定の賛同者を得て、衆参議長並びに関係大臣に提出するものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君）　本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　これより意見書案第10号を採決します。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第 11 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 19、意見書案第 11 号 非核三原則の早期法制化を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

3 番、茂呂竹裕子さん。

○3 番（茂呂竹裕子さん） [登壇] 非核三原則の早期法制化を求める意見書について、読み上げて提案いたしますのでよろしくお願いします。

広島・長崎の原子爆弾被爆から 65 年がたった。

「再び被爆者をつくってはならない」という生存被爆者の悲願を始めとして、我が国の「非核三原則」を国是とする核兵器反対の政策は、世界中の国々、国民を動かして、幾度となく訪れた核兵器使用の危機を防いできた。

今、核兵器廃絶を目指す潮流は、さらにその流れを強めつつある。

核兵器を使用した唯一の国であるアメリカのオバマ大統領は、「核兵器のない世界」を追求していくことを明言し、広島、長崎では各国政府代表者が核兵器の廃絶について言及した。さらに本年の N P T（核不拡散条約）の再検討会議の決議は核兵器廃絶への大きな一歩を踏み出している。

今こそ日本は核戦争唯一の被害国として、核兵器廃絶に向けて指導的役割を果たすときである。

そのためにも、「非核三原則」を国是として掲げるだけでなく、その法制化を早急に図ることによって、国際的な世論のリーダー役として明確な意見を示すことができると信じている。

よって国会及び政府においては、被爆国日本として世界の諸国、諸国民からかけられている期待の大きさを踏まえて、「非核三原則」の法制化を早期に決断されることを要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出するものです。

提出先は内閣総理大臣、衆参両院議長宛てです。

よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） これにより意見書案第 11 号を採決します。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎報告第 13 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 20、報告第 13 号 平成 22 年度定例監査の報告についてを議題とします。

監査委員から地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく平成 22 年度定例監査について、同条第 9 項の規定により別紙のとおり報告書の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

#### ◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） 以上で本定例会に付議された事件はすべて終了しました。

これで第 10 回津別町議会定例会の会議を閉じ、閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後 3 時 44 分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員